

(素案)

(仮称)せんだい支えあいのまち推進プラン2027

(令和9年度 — 令和14年度)

仙 台 市

第 1 章 計画の策定について

1 策定の趣旨

本市では、平成 17 年に第 1 期仙台市地域保健福祉計画を策定し、第 3 期計画まで地域において支えあい、助けあう力（地域の「福祉力」）を高めていく取り組みを進めてきました。

この間、少子高齢化の進展や単身世帯の増加、価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域社会を取り巻く環境は大きく変化してきました。世帯が抱える課題は複雑化・複合化しており、従来の制度や分野ごとの支援だけでは十分に対応することが難しい状況となっていました。

国が掲げた「地域共生社会」の実現に向け、本市では「せんだい支えあいのまち推進プラン（令和 3 年度～令和 8 年度）」のもと、「ともに生き、支えあうまち」を理念として包括的な支援体制の整備に取り組んできました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大は、市民生活や地域活動に大きな影響を及ぼしました。外出や交流の機会の減少により、孤独・孤立の問題や生活困窮などの課題が顕在化し、支援を必要とする方が地域や社会とのつながりを失い、適切な支援につなぐににくい状況になっています。また、地域活動の休止や縮小によって、地域における支えあいの力の弱まりも見られます。

一方で、地域では活動を徐々に再開し、新たな工夫を取り入れながら地域のつながりを取り戻そうとする動きも広がっています。人と人とのつながりの大切さが改めて認識される中、地域福祉への期待は一層高まっています。

国においては、令和 3 年の社会福祉法改正により、属性や世代を問わない包括的な支援体制の整備に向けた重層的支援体制整備事業が創設されました。令和 5 年には孤独・孤立対策推進法が施行され、さらに、令和 6 年の生活困窮者自立支援法改正により、居住支援の強化や関係機関の連携推進に加えて、地域の居場所等との連携が努力義務化されるなど、地域とのつながりを重視した支援の充実が図られています。

本市においても、制度や分野を超えた包括的な支援体制の整備をさらに進めるとともに、多様な主体による地域福祉の推進を一層強化していく必要があります。

せんだい支えあいのまち推進プランでは、成年後見制度利用促進及び再犯防止の推進について、いずれも支援を必要とする方の地域での暮らしを支えるという点で地域福祉との関連が深いことから、市町村地域福祉計画と市町村成年後見制度利用促進基本計画及び地方再犯防止推進計画を一体的に策定してきました。本計画においては、これらの計画に加えて包括的な支援体制の整備手法の一つである重層的支援体制整備事業実施計画を一体的な計画として策定します。そして、この計画を、本市における支えあいのまちづくりのビジョンを示す「せんだい支えあいのまち推進プラン 2027」とします。

2 位置づけ

法的な位置づけ

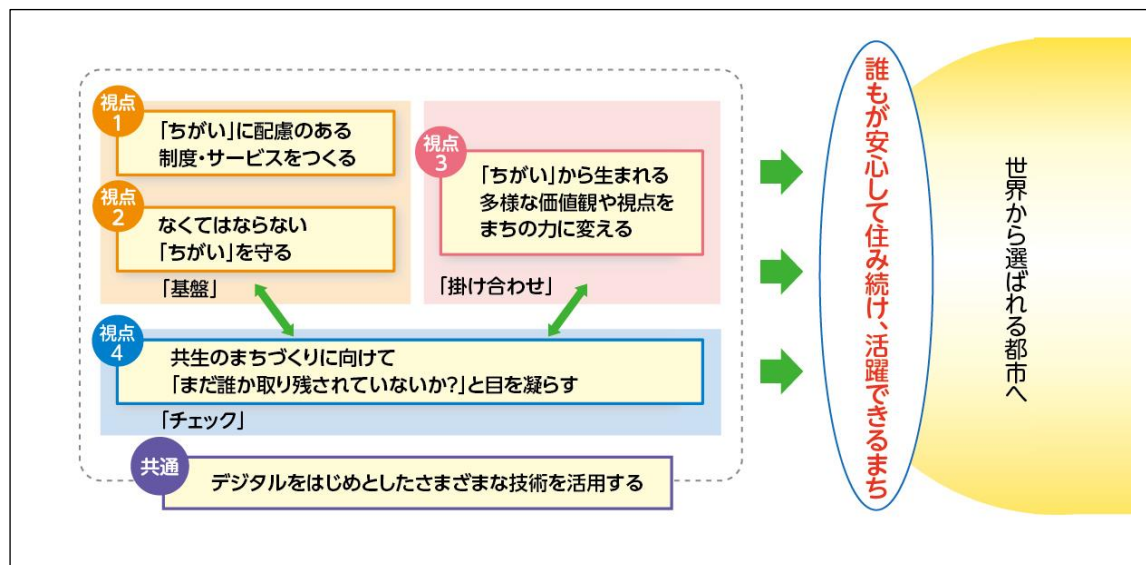
- 本計画は、第3期までの地域保健福祉計画、**せんだい支えあいのまち推進プラン（令和3年度～令和8年度）**と同様、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけます。
- 平成19年8月の厚生労働省社会・援護局長通知に基づく「要援護者支援方策」や、平成26年3月の同通知に基づく「生活困窮者自立支援方策」を盛り込むとともに、仙台市ホームレス自立支援等取組方針を包含するものとします。
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」、**社会福祉法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」**と一体的に策定する計画として位置づけます。

本市関連計画との関係

- 本計画は令和3年3月策定の「仙台市基本計画」のもと、高齢、障害、**こども・子育て等**、福祉の分野別計画の**上位計画**として整合を図り策定します。
- 平成30年の社会福祉法改正の趣旨を踏まえ、本計画に地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項として、地域のさまざまな福祉活動やその支援等について、充実を図っていくための施策を盛り込みます。

ダイバーシティ推進指針との関係

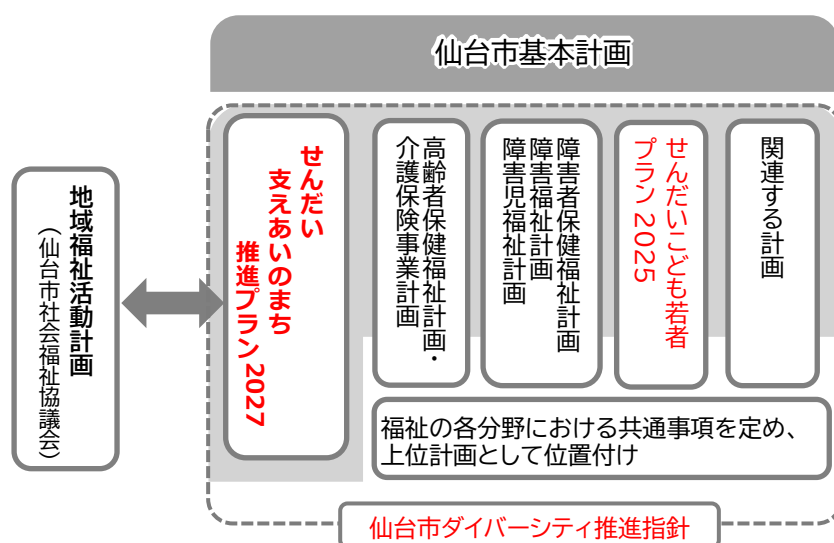
- 少子高齢化や人口減少が進む中、本市が将来にわたり持続的に成長していくためには、性別、年齢、国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが自分らしく活躍できる多様性を生かしたまちづくりが重要になります。
- 計画の実行にあたっては「仙台市ダイバーシティ推進指針」（令和7年3月策定）に掲げる「多様な主体の参画」をはじめとした基本的理念や、下図の取り組みの視点を織り込みながら、施策を進めてまいります。



地域福祉活動計画との関係

- 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）の策定する「地域福祉活動計画」は、地域住民や地域のさまざまな機関・団体が、連携・協働しながら地域福祉活動を進めるための活動計画です。
- 本計画と市社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、ともに地域福祉の推進を目指すものです。本計画の策定にあたっては、理念や目標を共通のものとするとともに、住民座談会や市民フォーラムを合同で開催するなど相互に連携を図っています。

■各関連計画や指針との位置づけのイメージ



SDGs との関係

- SDGs（Sustainable Development Goals）は、「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた 2030 年までの国際目標です。
- この SDGs の理念は、国の目指す地域共生社会の理念や本市の目指すまちづくりの理念とも重なることから、本計画では SDGs の理念や目標等を踏まえながら、基本的方向ごとに関連する主な目標を示しています。

■SDGs の 17 のゴール

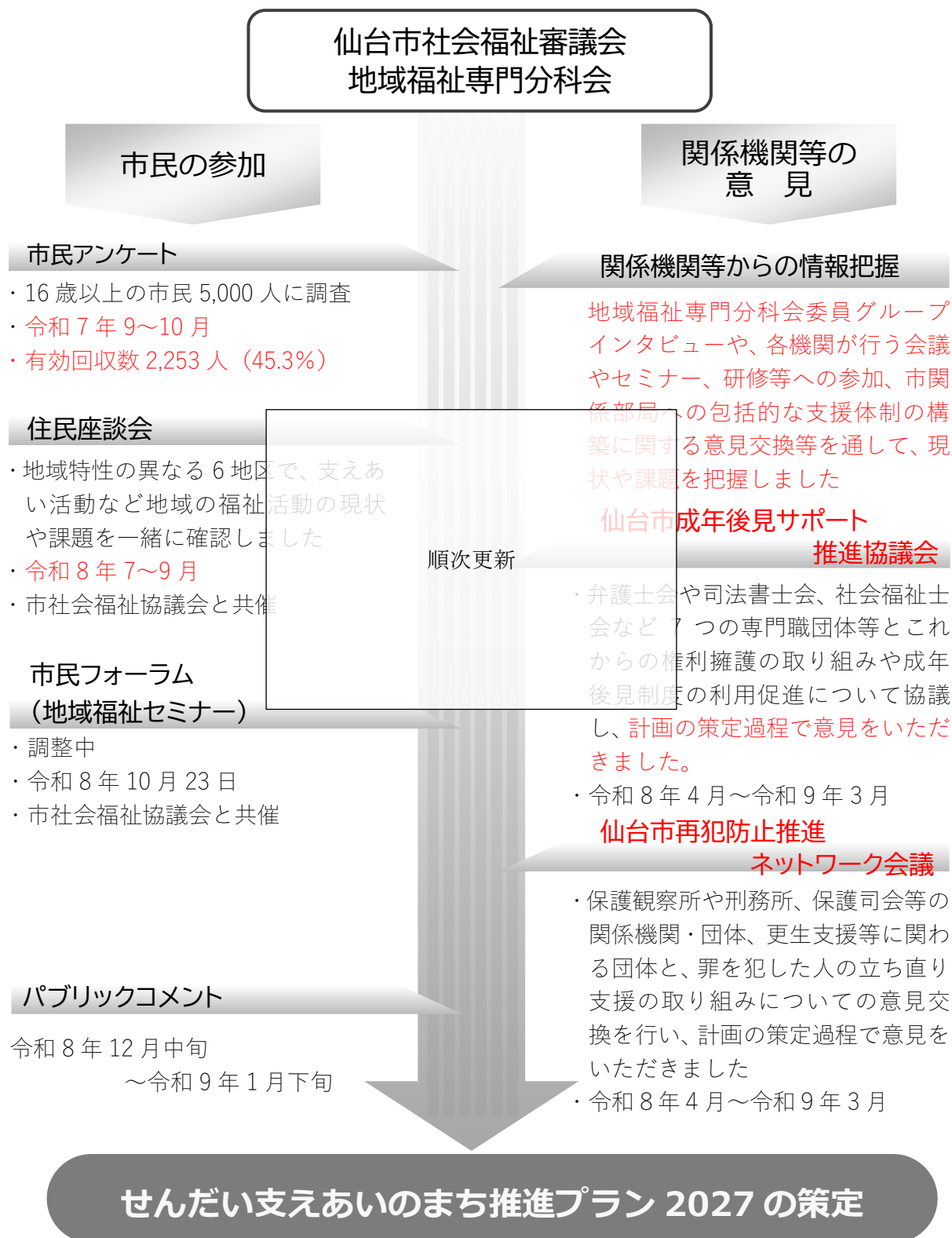


3 期間

○計画期間は、令和 9 年度から令和 14 年度までの 6 年間とします。法改正の動向や計画に盛り込んだ各種施策の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 策定の方法

○本計画は、福祉、医療、ボランティア活動、NPO、町内会活動に携わる団体や、学識経験者など 18 名の委員で構成する仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会による審議をいただくとともに、市民の皆様、関係機関のご意見を踏まえ策定を進めました。



第2章 地域の福祉に関する現状

1 国の動向

社会福祉法の改正

- 平成 30 年 4 月施行の社会福祉法改正により、地域共生社会の理念が明記されるとともに、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。
- また、令和 3 年 4 月施行の社会福祉法改正では、地域共生社会の実現に向け、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う重層的支援体制整備事業が創設され、市町村重層的支援体制整備事業実施計画が市町村の努力義務とされました。
- 令和 8 年 6 月公布の「社会福祉法等の一部を改正する法律」では、包括的な支援体制の整備のために市町村が積極的に実施すべき施策が明確化されました。また、地域福祉計画には、福祉分野以外の多様な分野との連携に関する事項を定めることとされました。

孤独・孤立対策推進法の施行

- 社会構造の変化（単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及など）により、家族や地域、会社などにおける人との「つながり」が薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況となっています。加えて、コロナ禍により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しました。今後も単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されます。
- このような背景を踏まえ、「孤独・孤立双方への社会全体での対応」、「当事者等の立場に立った施策の推進」「社会との関わり及び人と人との『つながり』を実感できるための施策の推進」を基本理念として令和 6 年 4 月に「孤独・孤立対策推進法」が施行されました。
- 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において誰にでも起こり得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが必要とされています。

生活困窮者の自立のさらなる促進

- 生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、市町村地域福祉計画の中に位置づけて計画的に取り組むこととされました。
- 令和 6 年の生活困窮者自立支援法の改正では、地域の居場所等との連携が努力義務化されました。住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、住居確保給付金の支給対象の拡充等を通じて、生活困窮者の自立のさらなる促進を図ることとされました。

成年後見制度の利用促進

- 平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、市町村成年後見

制度利用促進基本計画の策定が努力義務となりました。

○国において令和 4 年 3 月に第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和 4 年度～令和 8 年度）が策定され、成年後見制度の見直しに向けた検討や、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組を推進することとされました。

○令和 8 年 6 月 24 日に公布された「民法等の一部を改正する法律」では、本人に必要な事項について代理権・取消権を付与する制度（補助の制度）に一元化され、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続と権利利益の擁護をより一層図る制度への見直しが図られています。

再犯防止の推進

○平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は地方再犯防止推進計画の策定が努力義務となりました。

○国において令和 5 年 3 月に策定された第二次再犯防止推進計画（令和 5 年度～令和 9 年度）では、犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく生活の安定が図られるよう、就労や住居の確保、福祉サービスの利用促進等を通じた「息の長い」支援を推進することが基本的な方向として掲げられました。

2 本市の現状

(1) 各種統計などから

- ①統計情報 ○人口減少、少子高齢化の進展
(参照予定データ)
 - ・人口推移と将来見込
- 人口減少、少子高齢化の地域差の広がり
(参照予定データ)
 - ・中学校区別の人口増減より
- 支援を必要とする人、世帯の増加
 - ・世帯構成(単身世帯、単身高齢者世帯)
 - ・介護度、認知症高齢者数、障害手帳所持者数
 - ・生活保護世帯数
 - ・要支援児童数
 - ・ひきこもり調査結果
- 地域活動の参加、担い手の減少
 - ・町内会加入率
 - ・民生委員児童委員充足率
 - ・保護司充足率
- ②他部局実施アンケート調査結果より
 - ・居場所に関するデータ
 - ・気軽に相談できる人(場所)の有無
 - ・ヤングケアラー実態調査
 - ・外国人の調査結果

掲載候補 (仮)
次回以降掲載

(2) 市民アンケート調査の結果より

- 地域の福祉に関する市民の活動状況や意向、課題等を把握するため、令和7年度に、16歳以上の市民から無作為抽出した5,000人を対象として、「地域の福祉に関するアンケート調査」を実施しました(有効回収数2,253人(回収率45.3%))。

主な内容は次のとおりです。

- 地域や人とのかかわりの状況、地域活動等への参加状況について

日頃から近所の人と声を交わす関係性にあると回答している人の合計は73.3%でしたが、令和元年度調査と比べると減少しています。

また、「ほとんど付き合いがない」人の割合は令和元年度の13.8%から19.6%と増加しており、「近所の人に対してお手伝いをした経験はない」との回答も令和元年度の73.0%から83.3%に増加するなど、地域における人とひととのつながりや支えあいの基盤が弱くなっている様子が伺えました。

一方で、「日頃からの交流は重要だ」「ある程度の交流はあった方がよい」回答した人の割合も令和元年度からは減少したものの、合わせて54.4%と、必要性は認識されている。地域活動への参加にあたっての課題として、「参加する時間がない」と回答した割合が令

和元年度の 36.9%から 44.9%に増加していることを踏まえ、定年延長や共働き世帯の増加等によるライフスタイルの変化に合わせ、無理なく地域活動へ参加し、地域とのつながりづくりを進める工夫が重要です。

○地域で生活していく上での心配事やつながり先

「特に不安なことはない」が 25.7%となっている一方、「大規模な災害等が起きた場合の対応」が 4 割を超え、続いて、「収入が不安定であること」(16.7%)、「介護等が必要な家族の世話に負担感があり、日常生活や仕事に支障が出ている、または出る恐れがあること」(13.9%) が挙げられています。

また、「孤独や孤立を感じる事」については、全体では「ほとんどない」が 66%でしたが、「よくある」「しばしばある」と回答した人が 8.5%であり、一定数孤独や孤立を感じている人がいることが分かりました。

誰もが安心して生活を送るために、引き続き身近な相談窓口や福祉サービス等の充実を図ることに加え、必要な時に支援を行えるよう、顔の見える関係づくりを行うことが重要であることが分かります。

(3) 住民座談会での声

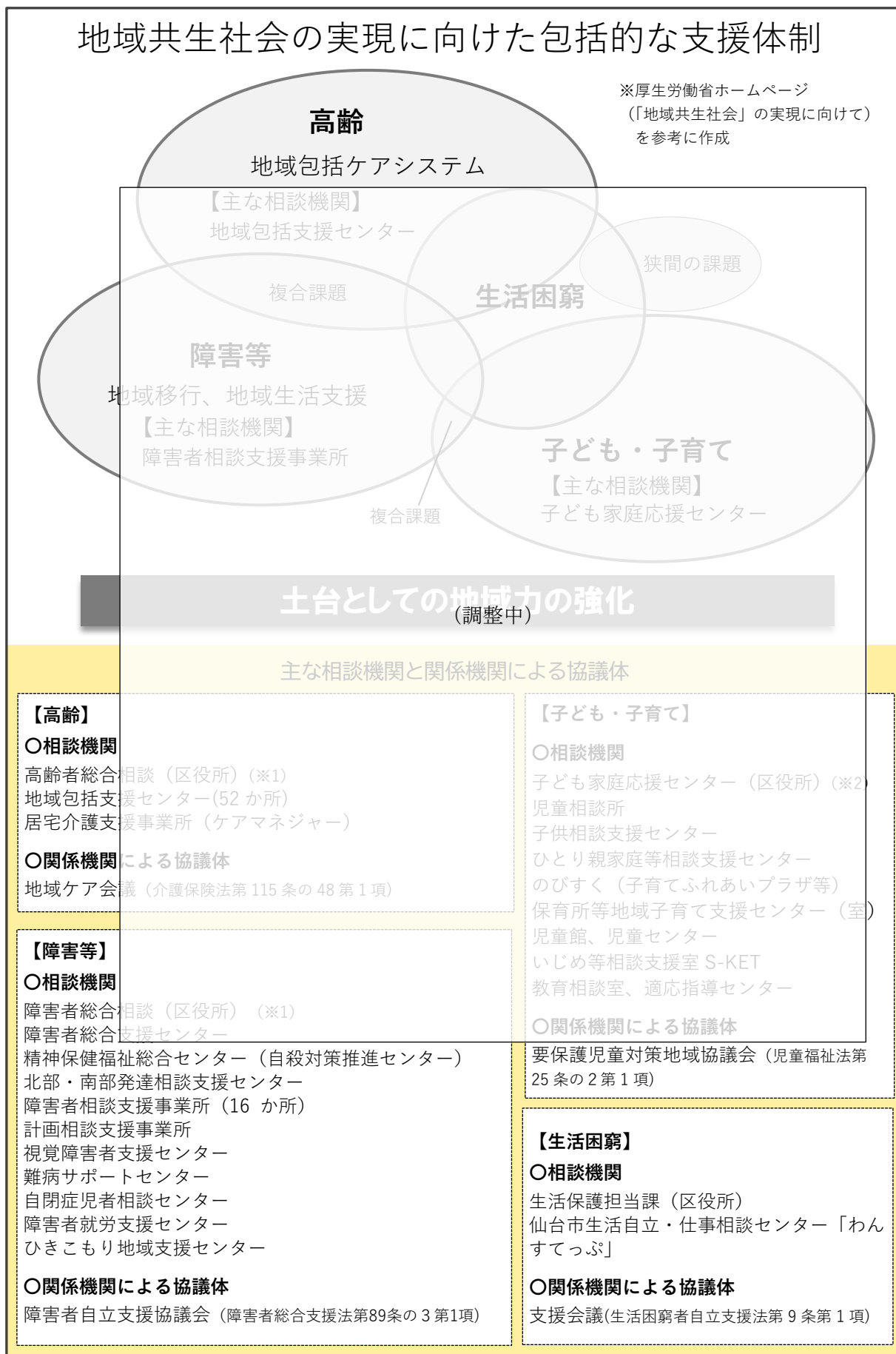
実施後掲載

3 本市の福祉分野の取り組みについて

○本市では、高齢、障害、こども・子育て、生活困窮といった福祉の各分野において、各制度に基づく支援の充実に加え、本人や世帯の状況に応じて生活上の課題を把握し、解決していくため支援の包括化や地域づくり、ネットワークづくりを進めています。

- ・ 高齢分野：「地域包括ケアシステム」の充実に向けた取り組み等
- ・ 障害分野： 障害者自立支援協議会等を中心とした相談支援体制の充実、ひきこもり支援や自殺対策計画に基づく取り組み等
- ・ 高齢・障害： 各区保健福祉センターにおける高齢者と障害者の会議の合同開催
- ・ 児童分野：「子ども家庭応援センター」の設置等
- ・ 生活困窮： 生活困窮者自立支援制度に基づく（調整中）取り組み

○地域共生社会の実現に向け、地域を基盤とする包括的支援の強化が求められています。「必要な支援を包括的に確保する」という地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者だけではなく、すべての住民が地域で安心して生活を送ることができるよう、地域住民による支えあいと公的な支援が連携し、地域を支える包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを進めていくことが必要です。



※1 高齢者総合相談、障害者総合相談は各区役所、総合支所で対応しています。

※2 子ども家庭応援センターは各区役所、宮城総合支所において体制を整えています。

4 せんだい支えあいのまち推進プラン（令和３年～令和８年）の振り返り

○令和３年３月に策定したせんだい支えあいのまち推進プランでは、地域共生社会の実現に向け「ともに生き、支えあうまち」を基本理念に掲げ、「誰もが互いに尊重しあい、孤立することなく、自分らしく安心して暮らせる地域をみんなでつくる」を基本目標として取り組みを進めてきました。また、基本理念、基本目標の実現に向け、３つの基本的方向に掲げ、各施策を展開していくことで、包括的な支援体制の整備を推進してきました。

○基本的方向ごとの施策の方向、主な取組の評価は次のとおりです。

基本的方向１ 多様性を認め合い、社会とつながる環境づくりの推進

<主な成果>

- ・障害者や高齢者について当事者から学ぶ講話や、人権尊重の視点からヤングケアラーや外国人について学ぶ研修など、身近にある「ちがい」を正しく理解し、共生の意識を高める取組みを進めた
- ・なんらかの事情を抱えた本人やその家族の交流の場や、子育てサロン、子ども食堂など、本人や世帯のニーズに応じた多様な形の居場所づくりや、つながりの場の充実を行った
- ・居住支援協議会を設立し、住宅確保要配慮者の入居支援等について取組みを進めた

<課題>

- ・居場所づくりへの参加者の固定化
 - ・つながりや居場所を必要とする方へ適切に支援や情報がいきわたるような取組み
 - ・就労や住まいに関し、地域に定着し自立した生活が継続できるような関係機関と連携した支援
- ⇒誰もが社会とつながりを持てるような居場所づくりや情報発信、つながりを継続するための支援体制づくり

基本的方向２ 地域の課題に気づき、解決を図る地域力の強化

<主な成果>

- ・地域のさまざまな団体が行う新たな活動や活動の拡充に助成を行い、地域の福祉活動の活性化を進めた
- ・ボランティアに関する講座や SBL 養成講習会等のほか、広報・啓発を行い、地域福祉活動に対する市民の関心を高め、理解や参加を促した
- ・地域が一体となった活動が広がるよう、顔の見える関係づくりのためのネットワーク会議や、住民主体の活動をサポートするコーディネーター派遣を行った
- ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）について、連絡会や研修会等により、役割や機能の体系化・標準化に取り組んだほか、様々な分野の団体と関わりながら、個別支援や地域支援を行い、地域づくりを推進した

<課題>

- ・地域の活動者の高齢化や新たな担い手の発掘

- ・地域福祉活動に興味を持った方々の活動継続支援
 - ・複雑な課題を抱えたケースの増加に対応するための CSW のさらなるスキルアップ
- ⇒地域の新たな担い手を発掘・確保するためのさらなる仕組みづくりや情報提供の充実
- ⇒福祉の分野を超えた連携体制の強化
- ⇒地域活動を行う支援者や関係団体が継続して活動できるようにするための伴走型の支援体制整備や支援力向上に向けた取り組みの充実

基本的方向 3 多機関の協働による、相談を受け止め寄り添い続ける支援の推進

<主な成果>

- ・民生委員協力員制度の導入等、民生委員が活動しやすい仕組みづくりを進めた
- ・CSW が地域に出向き、住民主体の取り組みの支援を行い、様々な社会資源と結びつけるなど、身近な相談機能の充実を図った
- ・重層的支援体制整備事業を開始し、複雑・複合化した支援ニーズに対応するため多機関・多職種による支援の検討を行う会議を設置するなど、包括的な支援体制の整備を進めた
- ・ひきこもり・自殺対策など幅広いニーズに対応する支援施策の展開・拡充を行った
- ・アウトリーチ型の研修や、オンデマンドによる講座の配信を行うなど、各種情報提供の充実を図った

<課題>

- ・複雑な事例や制度のはざまにある事例の支援の強化
- ・伴走支援のあり方や役割分担の関係者間の相互理解の深化
- ・関係機関の連携体制の整備
- ・支援ニーズに合わせた研修メニューや配信コンテンツの充実

⇒関係機関の相互理解を深め、複雑な事例や制度のはざまにある事例を取りこぼさない体制づくりの充実

⇒分野横断的、制度のはざまにある方に対する支援メニューの充実及び適切な情報発信

生活困窮者自立支援

<主な成果>

- ・仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」に居住支援相談員を配置し、相談体制を強化した
- ・生活困窮者就労準備支援事業については、地域包括支援センター等の関係機関へのリーフレットの配布、SNS で周知を図った結果、利用者数及びプログラム参加者、就労決定者数が増加した
- ・ホームレス巡回相談事業については、定期的に巡回し必要な支援制度や関係機関の案内を行った。また、毎月開催のホームレス支援団体との連絡会議においてホームレスの情報や支援方針を共有し、関係機関で連携した支援を実施した

<課題>

- ・住まいやメンタルヘルス等の相談ニーズの多様化
- ・生活困窮者就労訓練推進事業の利用者数の低迷

⇒関係機関の相互理解を深めるとともに、密接に連携しながら、相談者が抱える複合的な課題解決に向けた伴走支援の強化

⇒生活困窮者就労訓練推進事業者を受け入れる企業へメリットを提示しながら、新規事業所の開拓

成年後見制度利用促進

<主な成果>

- ・成年後見サポート推進協議会を「協議会」、成年後見総合センターを「中核機関」と位置づけ、より迅速かつ正確な支援を行う体制を整備した
- ・権利擁護チーム支援会議の設置、専門職アドバイザーの配置を行い、個別事例に対する支援を強化した
- ・市民や福祉関係者を対象とした講座・研修を開催し、制度の普及啓発を図った
- ・家庭裁判所、行政、成年後見総合センターの三者での定期的な意見交換を通じて、市民後見人受任促進に取り組み、リレー方式での受任を実現した

<課題>

- ・「協議会」及び「中核機関」の機能の充実、ネットワークを活かした課題検討を行う支援体制の強化
- ・関係者や市民への研修を通じた継続的な成年後見制度の普及啓発
- ・市民後見人のさらなる受任促進

⇒権利擁護チーム支援会議や、成年後見総合センターにおける専門職アドバイザーの相談窓口及び派遣型チーム支援など既存制度の体制強化や周知啓発

⇒市民後見人受任促進に向けた家庭裁判所との連携の強化や市民への周知啓発

再犯防止推進

<主な成果>

- ・再犯防止推進ネットワーク会議による情報共有や意見交換、再犯防止推進セミナーを実施したほか、「立ち直りハンドブック」を作成するなど、地域における立ち直り支援の重要性の理解促進及び支援体制の強化を図った
- ・「仙台市再犯防止推進リーフレット」を作成し、再犯防止に係る取り組みや地域の関係機関の役割を紹介し、地域の再犯防止・立ち直りに係る啓発を行った

<課題>

- ・再犯防止と円滑な社会復帰を促進するため、関係機関の取組の市民に対するわかりやすい周知・啓発

・ 居住や就労の確保など、社会復帰に直結する具体的支援策についてのさらなる検討・充実

・ 関係機関の連携強化と相互理解の促進

⇒ 関係機関・団体と連携しながら、再犯防止に関する取組を市民に分かりやすく周知・啓発するとともに、居住や就労の確保など社会復帰に直結する具体的支援の充実

⇒ 支援が必要な者を取りこぼすことのないよう、地域の関係機関同士の連携強化と相互理解の促進

5 今後の取り組みに必要な視点

仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会の委員の意見やせんだい支えあいのまち推進プラン（令和3年度～令和8年度）の振り返り、市民意見、関係者間の協議等から、今後の取り組みの視点を以下のように整理します。

基本的方向1には個人・世帯向け支援の視点、基本的方向2には地域支援の視点、基本的方向3には行政・事業者の連携に係る視点で整理しました。

<取り組みの視点>

個人・世帯	地域	行政・事業者
<ul style="list-style-type: none">・孤独・孤立の予防・解消・多様な居場所づくり・支える側の支援・つながりの意識醸成・緩やかにつながる環境整備・頼れる身寄りのない人への支援・ニーズに合ったサービスの充実	<ul style="list-style-type: none">・持続可能な・無理のない活動・開かれた居場所・日ごろからの関係づくり・緩やかなつながり・地域の社会資源の活用・負担感の軽減・地域の実情に合わせた活動	<ul style="list-style-type: none">・民間企業を含めた福祉分野以外との連携強化・切れ目のない伴走的な支援・はざまを作らない支援・予防的な支援・支援者支援の体制強化



■今後の取り組み

上記を踏まえ、地域の多様な主体と協働し、庁内の連携体制を強化しながら、次の取り組みを進めることで、引き続き包括的な支援体制の整備を推進していきます。

<取り組みの方向>

- ・多様な価値観を地域や社会が受けとめるための取り組み、ケアラーや頼れる身寄りのない方などつながりがあっても支援が必要な人を地域全体で支えていく意識醸成を図る取り組み、地域や社会からの孤立を防ぎ、人と人とのつながりや、人と地域とのつながりを深めていくことを意識した施策
- ・地域住民の参加と地域の多様な資源の連携を図り、地域の良さを生かして、人口減少社会にあっても無理なく地域づくりに取り組むための施策
- ・誰もが必要とする支援を受けることができるよう、地域と関係機関、行政の連携による、制度のはざまを作らず、チームで役割分担をしながら伴走的な支援を行うための施策

圏域の考え方

○本市では、地域の福祉課題解決に向けた活動を進めるための圏域を、次のように段階的に捉えています。

	圏域	主な活動
身近な範囲	隣近所・町内会の班	隣近所での挨拶や付きあいによる、日常的な見守り、支えあいの範囲
	町内会・自治会	町内会活動や民生委員児童委員活動など、日常的な地域活動の範囲
	小・中学校区	連合町内会や地区社会福祉協議会などさまざまな地域団体の活動や、身近な福祉サービスが展開されている範囲 ※地域包括ケアシステムにおける日常生活圏域は中学校区を基本
より広い範囲	区・総合支所管内	区域を対象とした総合的な施策の企画・推進、福祉サービス等の提供範囲
	市全域	市全域を対象とした総合的な施策を企画・推進、福祉サービス等の提供範囲

○それぞれの圏域にはさまざまな団体、機関、公共施設など多くの地域資源があります。地域の福祉課題解決のためには、各圏域の活動主体それぞれの活動を継続していくことに加え、各主体の強みや多様性を活かしながら、活動主体同士の連携を深めていくことが重要です。

○地域の人々の変化にいち早く気づき、適切な支援につなぐためには、身近な範囲での日常的な声かけや見守り活動が大切です。一方、地域のさまざまな活動の担い手となる人材の育成や団体間のネットワークの構築などは、より広い範囲で取り組みを進めていくことが必要です。

○地域で支援を必要とする方を支援していくにあたり、身近な圏域の地域住民や団体、機関等だけでは解決が難しい課題がある場合は、市・区レベルのより専門的な相談機関やネットワークにつないで解決を図ることが必要です。また専門相談機関や広域のネットワークで把握した課題の解決のために継続的につながり続ける必要がある場合は、身近な圏域の支援者やネットワークと連携することが必要です。こうした圏域を超えたネットワークづくりを進めていくことも重要です。

～ 生活の圏域を超えたつながり ～

- ・価値観やライフスタイルの多様化等により、今日では、身近な地域だけではなく、職場や学校、趣味・サークル活動、SNS など多様な形で人や社会とのつながりを持つ例が見られます。
- ・また、生活圏域とは別の場所で地域活動をする方もいます。
- ・このような多様なつながりや参加の機会の充実も、地域の福祉課題解決に向けた大切な視点です。

第3章 計画の方向性

1 基本的な考え方

- 本市ではこれまで、「ともに生き、支えあうまち」を基本理念に掲げ、地域共生社会の実現と包括的な支援体制の整備に向けた取り組みを進めてきました。
- この間、少子高齢化や人口減少のさらなる進展や単身世帯の増加、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化などにより、地域における担い手不足や支えあい活動、つながりの希薄化が進むとともに、孤独・孤立の問題や複雑化・複合化した生活課題がより顕在化するなど、地域を取り巻く環境は大きく変化しています。
- こうした変化も踏まえ、人と人とのつながりを大切にしながら、地域住民や地域の多様な主体が「支える側」と「支えられる側」に分かれるのではなく、誰もが社会の一員として役割を持ち、地域づくりに参加し、ともに地域を作っていく地域共生社会の実現に向けた取組をより一層進めていく必要があります。
- また、東日本大震災において、身近な住民同士の支えあいや助け合いが、発災直後の地域で大きな力となったことを改めて認識することが重要です。
- 本計画の対象者は、地域で暮らす「すべての住民」です。また、本計画を推進するにあたっては、市民のみならず、本市に通勤・通学する人、町内会、民生委員児童委員、市・地区社会福祉協議会、老人クラブ、NPO・ボランティア団体、企業、社会福祉法人、福祉サービス事業者、関係機関、行政など、多様な主体である「みんな」です。「みんな」が地域への愛着を感じながら、支えあいの活動を進めていくことが、地域共生社会の実現につながります。
- 本人や家族による「自助」、地域住民や地域団体等による支えあい・助けあいの「互助・共助」、行政による公的なサービスである「公助」の取り組みが相互に組み合わさり、地域の「みんな」が一体となって地域のセーフティネットを構築することで、地域共生社会や、仙台市基本計画において目指す都市の一つ、「多様性が社会を動かす共生のまちへ」の実現を目指します。

2 基本理念、基本目標

基本理念

- せんだい支えあいのまち推進プラン(令和3年度～令和8年度)では、誰もが地域で安心して暮らし続けるために、住民一人ひとりが地域や社会に参加するとともに、困りごとを抱えた人を孤立させることなく、みんなで支えあう地域をつくっていくことを、改めて意識することが必要であることから、次の基本理念を掲げてきました

基本理念

ともに生き、支えあうまち

- 本計画においても、地域共生社会の実現、包括的な支援体制のさらなる充実を目指していることから、基本理念を継承し、その実現に向けた施策を推進していきます

基本目標

- 基本理念を実現するためには、一人ひとりがさまざまな属性や立場、多様な価値観、考え方を理解し互いに尊重することや、人と人のつながり、地域資源や関係機関同士のつながりを広げていくことが必要です
- また、仙台(地域)で暮らす人だけではなく、通勤や通学で日常的に仙台(地域)に“居る”人も地域の主体として参画していただくことや、誰もが安心して暮らし、活躍できる地域となるような施策を推進していく必要があることを踏まえ、次のとおり基本目標を掲げます

基本目標

誰もが互いを尊重し、つながりあいながら、
自分らしく安心して居られる地域をみんなでつくる

3 基本的方向

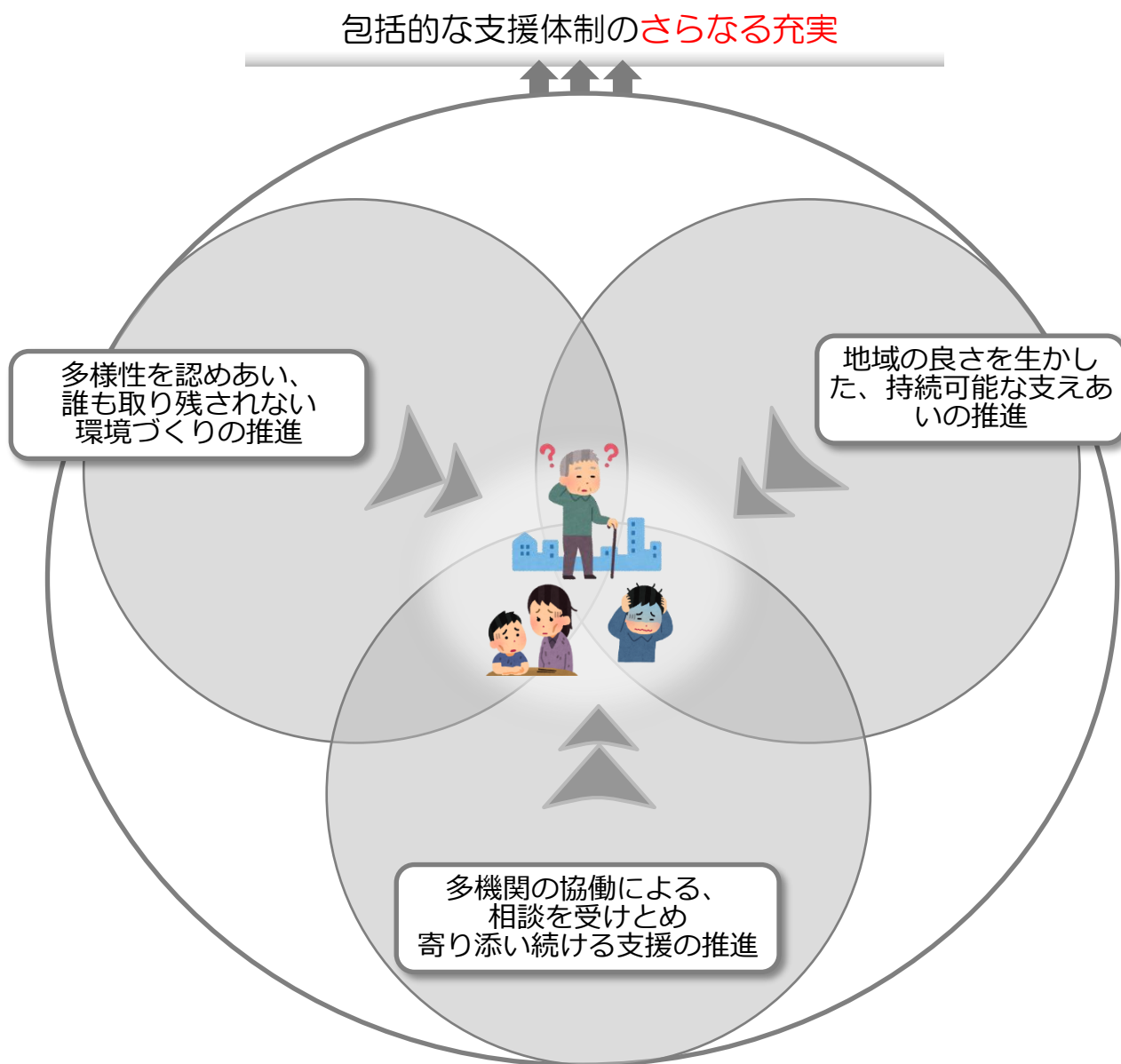
基本理念、基本目標の実現に向け、本計画では次の 3 つの基本的方向を掲げ、下図の各施策を展開していくことで、包括的な支援体制をさらに充実させていきます。

基本的方向 1 多様性を認めあい、誰も取り残されない環境づくりの推進

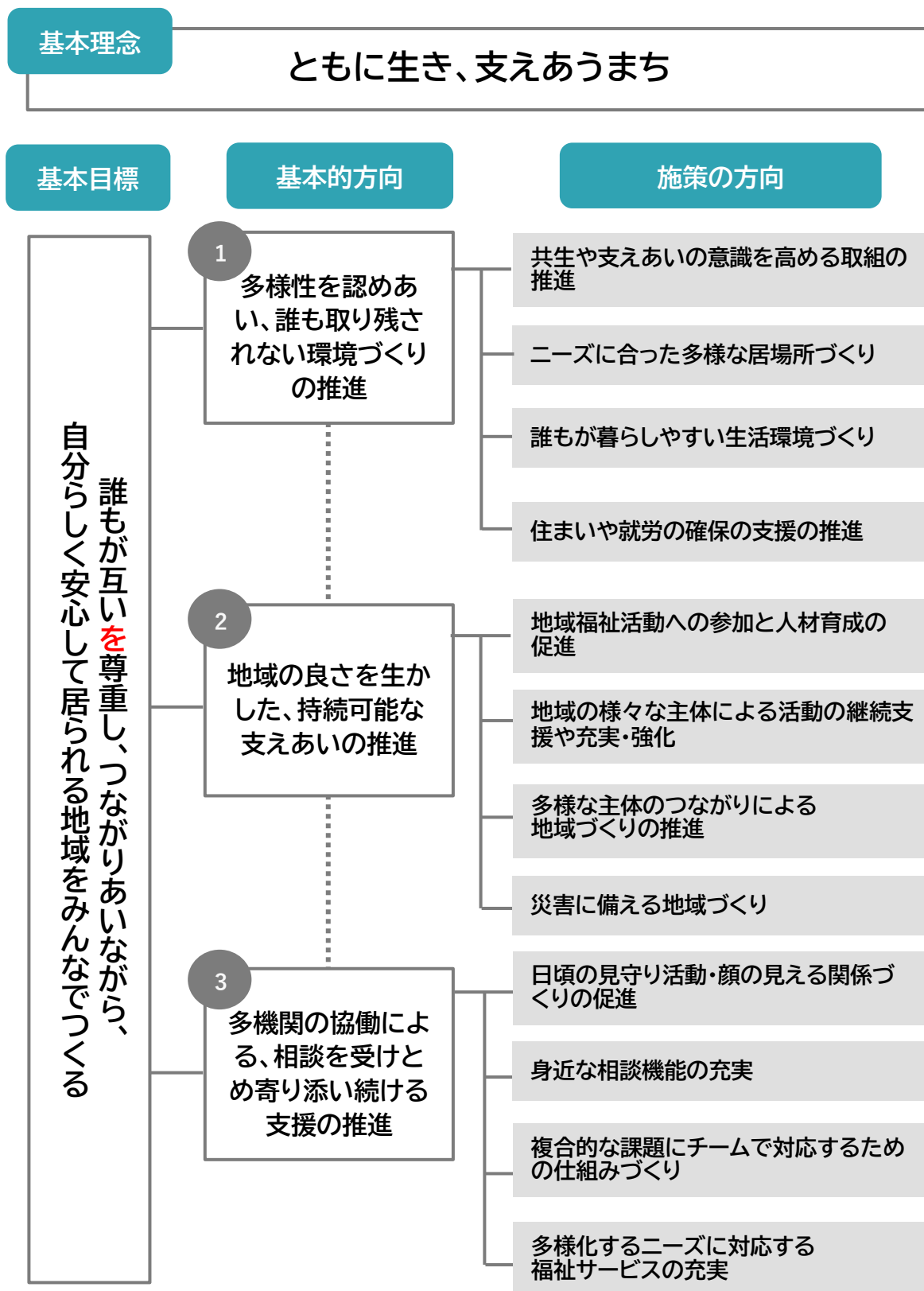
基本的方向 2 地域の良さを生かした、持続可能な支えあいの推進

基本的方向 3 多機関の協働による、相談を受けとめ寄り添い続ける支援の推進

■取り組みのイメージ



<計画の体系>



<考え方>

- 人はそれぞれ多様な価値観や背景を持っています。こうした多様性をみんなが理解する機会や場づくりを進め、お互いを認めあう社会を醸成していく必要があります。
- 価値観の多様化や社会構造の変化、個人の事情等により、地域や社会とのつながりが弱い方や弱まってしまった方が、気軽に新たなつながりをつくったり、つながりを結びなおしたりできるように、ゆるやかにつながれる開かれた居場所や、参加しやすい居場所づくりを促進していく必要があります。
- 年齢や性別、障害の有無、国籍のちがい等にかかわらず、誰もが必要な情報を得られ、誰にとっても生活しやすい環境を整備する取り組みを進める必要があります。また、誰もが孤立せず、取り残されない環境を整備していく必要があります。

<施策の方向>

(1) 共生や支えあいの意識を高める取組の推進

■現状や課題

- ・価値観の多様化や社会構造の変化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域や人との関わりの機会はますます減り、また、地域の日頃の交流や支えあいに対する市民の意識が低下している。
- ・一方で、一旦弱まったつながりが新たに活性化する動きもみられることから、つながりや支えあいの重要性を知る機会を増やし、意識醸成を図ることが必要。
- ・障害や認知症などが誰にでも起こりうることであると知る機会や、年齢や性別、国籍など多様性を尊重し、お互いに理解する必要があることを知る機会が必要。
- ・こどもの頃から高齢者や障害のある方と交流する機会や、当事者から話を聞く機会を設けることなどにより、多様性についての正しい理解を進めることが大切。

■方向性

- 多様な価値観がある中で、一人ひとりを尊重し、社会とつながり、支えあいながら生きていく意識を育む取組を推進します。

(主な取り組み)

★つながりや支えあいの意識醸成を図る取り組みを進めます。

- ・障害や認知症、国籍、性別、多様な性のあり方、罪を犯したこと等を理由とした差別や偏見をなくし、正しい理解を深めるとともに、多様性を尊重し理解を深めるための広報・啓発を進めます。
- ・こどもの頃からの人権教育や福祉教育、防災教育を推進します。

(2) ニーズに合った多様な居場所づくり

■現状や課題

- ・年齢や性別、障害の有無等により、支える側と支えられる側を固定することなく、誰もが何らか

の役割を持てる場所や機会が必要。

- ・誰もが気軽に参加しやすい雰囲気をつくるとともに、必要と思うときにつながるができる“開かれた居場所”や“ゆるやかな居場所”づくりが必要。
- ・SNSなど、多様化したつながり方をうまく生かしながら、いざというときに助けを求めることができる“ゆるやかなつながり”をつくる雰囲気醸成が必要。
- ・公共施設に加え、法人の地域交流スペースなど地域資源を有効活用する取り組みが必要。

■方向性

○本人や世帯の状態やニーズに応じた多様な形の居場所づくりを推進します。

○気軽に参加できる開かれた居場所づくりを推進します。

(主な取り組み)

★多様な人・多世代が気軽に参加することのできる開かれた居場所や、自分のペースで参加できるゆるやかな居場所づくりを進めます。

・ライフステージに応じた多様な居場所・つながりの充実を図ります。

・障害や認知症、性的少数者、不登校やひきこもり、依存症など、様々な状況・状態にある本人やその家族が悩み等を共有したり、当事者同士で交流したりすることができる場づくりを進めます。

・生活困窮世帯のこどもへの学習支援や居場所づくり、保護者の相談支援等を行います。

(3)誰もが暮らしやすい生活環境づくり

■現状や課題

・地域や人とのつながりが減少することで起こりうる「孤独・孤立」の問題や、高齢や障害、疾病等が理由で援助を必要としている身近な人のケアを無償で行っている「ケアラー」の中には自身の生活に支障をきたしている方もいるなどの課題も表面化している。

・「孤独・孤立」の状態にある方や「ケアラー」が抱える問題を知る機会や、支援を充実させることが必要。

・頼れる身寄りがいないことにより抱える生活上の課題への対応も必要。

・障害の種類・程度に応じた適切な情報提供の確保や、外国人にも適切に情報が伝わるよう多言語による情報発信など、誰もが知りたい情報を知り、また、活用できるよう取組を進める必要がある。

・ユニバーサルデザインの発想を取り入れながら、バリアフリーを推進する必要がある。

■方向性

○孤独・孤立の状態にある方やケアラーが抱える問題を知る機会の提供や支援の取組を推進します。

○誰にとっても利用しやすい施設や交通環境の整備を推進するとともに、情報アクセシビリティの確保の支援を進めます。

(主な取り組み)

★孤独・孤立の状態にある方やケアラーが抱える問題について周知・啓発を行うとともに、社会全体で支えていく支援体制の構築に向けた取組を検討します。

★頼れる身寄りのない高齢者等が地域で安心して暮らし続けていくための基盤づくりを進め

ます。

- ・交通施設や建築物等のバリアフリー化を進めるとともに、バリアフリーに関する普及・啓発活動に取り組みます。
- ・必要な情報が届くよう、障害の特性に応じた情報提供の確保に関する取り組みを進めるとともに、外国人への多言語での情報提供等の充実を図ります。

(4)住まいや就労の確保の支援の推進

■現状や課題

- ・少子高齢化や核家族化の進展により、孤独死の問題や、頼れる身寄りのない高齢者、親亡き後の障害のある方の住まいの問題が顕在化し、また、外国人やドメスティック・バイオレンス(以下、「DV」という。)被害者、刑務所等から出所した人など、住まいの確保が困難な方への支援の必要性が高まっている。
- ・「働きたい人」と「受け入れる側」をつなぐ仕組みづくりが課題。
- ・制度の狭間への対応や、複合的な課題を抱える人への支援が必要。

■方向性

- ・様々な事情で住まいや就労の確保に課題を抱える方に対する、多様な分野の取り組みと連携した支援の充実を図ります。

(主な取り組み)

- ・失業や家庭の問題等により住まいを失った方や失うおそれのある方に対し、一時的な住まいの提供や家賃補助を行いながら、新たな住まいの確保等に向けた支援を行います。
- ・経済的に困窮した方等への就労機会の提供や就労支援を行います。
- ・障害のある方へ、生きがいや働きがいのある生活のための就労支援や、安心した暮らしのための居住支援の取り組みを進めます。
- ・居住支援協議会を活用して居住支援法人をはじめとする関係機関との連携を充実し、年齢や所得、障害の有無等により住まいの確保に課題を抱える方の民間賃貸住宅への円滑な入居を進めます。
- ・住宅に困窮する世帯の居住の安定を図るため、市営住宅による入居支援を行い、民間賃貸住宅と連携した重層的かつ柔軟な住宅セーフティネット機能の構築を目指します。

<考え方>

- 地域によってその成り立ちや文化、住民の年代や世帯構成の傾向、有している資源は異なります。多様な人々が地域の一員として安心して生活していくためには、身近な日々の暮らしの場である地域の強みや魅力、抱える課題に住民自身が気づき、その地域の良さを生かして課題の解決を図るための取り組みを進める必要があります。
- 地域課題を解決するためには、特定の担い手に頼るのではなく、誰もが主体的に地域社会と関わりを持ち、ともに地域をつくっていくことが必要です。
- 共働き世帯の増加や定年延長などにより、担い手の確保が難しくなっていることをふまえ、持続可能な地域活動の取組や、一人ひとりが負担感なく関わるができる環境づくりに取り組んでいく必要があります。
- 福祉の分野以外の地域の資源や ICT・AI をうまく取り入れることや、仙台に通学・通勤している人たちなど、居住していなくても仙台で日中を過ごす人たちの力も地域福祉活動に取り込んでいくことで持続可能な地域力の強化につながります。
- これまでに積み重ねてきた取り組みや関係性を活かし、多様な地域の担い手が連携・協働し、分野を超えてつながりながら地域づくりを進めていくことが必要です。日常生活の中で培われた住民同士の支えあいの力は、災害時にも力を発揮します。

<施策の方向>

(1)地域福祉活動への参加と人材育成の促進

■現状や課題

- ・地域で活動する方の高齢化や担い手不足が進んでいるため、新たな担い手の育成や、若い世代が参加しやすい環境や仕組みづくり、多様な媒体による情報発信が必要。
- ・共働き世帯の増加や定年延長などにより、地域活動と関わりがある人が少なくなっているとともに、時間的余裕のなさ等から地域活動に負担感を覚える人が増えてきている。将来の担い手となりうる方と日ごろからのゆるやかなつながりを持ち、必要な時に協力をお願いできる土台づくりを進めることが必要。
- ・育成した担い手が活躍できる場づくりや活動参加の促進を行い、育成した担い手や参加者が持続的に参加できる取り組みが必要。
- ・地域のさまざまな取り組みや好事例の共有により、支えあい活動の参加への機運を高めることが必要。

■方向性

- 地域福祉活動に対する市民の関心を高め、理解や参加を促進するとともに、地域活動をする方や団体の意欲を高めるため、地域福祉活動に関する広報の充実や、活動事例の共有や各種講座等により人材育成を図ります。
- 新たな担い手となり得る方とゆるやかにつながる**仕組み**づくりを進めます。

(主な取り組み)

★地域福祉活動に興味のある方が気軽に参加できる取組を進めます。

- ・市民や地域活動をする方が地域の福祉活動等に関する情報を入手しやすいよう、広報紙やホームページ等さまざまな媒体や方法による地域情報の発信を進めます。
- ・地域活動やボランティア活動等の事例の発表の場や、活動者間で課題を共有する場づくりを進めます。
- ・幅広い地域福祉活動やボランティア活動に参加し、体験し、学ぶことができる機会を設けることで、地域づくりをはじめ、介護予防、認知症対策、市民後見、子育て支援、地域防災などさまざまな分野で活躍する担い手の育成を進めます。

(2)地域の様々な主体による活動の継続支援や充実・強化

■現状や課題

- ・地域活動のリーダーやコーディネーターの高齢化や担い手不足が進んでいるため、組織の運営や活動の継続が難しくなっている。
- ・担い手の負担感の軽減も含め、持続可能な活動ができる支援が必要。
- ・無理のない範囲で地域活動に関わり、地域全体で支えあいの体制を構築していく仕組みづくりが必要。
- ・地域の様々な主体の活動の充実に向けた支援が必要。

■方向性

- 地域のさまざまな団体等による多様な支えあい活動の活性化を図るため、活動への支援充実を図ります。
- 地域活動を行う団体や担い手の負担軽減や、支えあい活動を続けていくための支援を進めます。

(主な取り組み)

★地区社会福祉協議会が実施する「小地域福祉ネットワーク活動」について、各地域での取り組みが進むよう、CSW が中心となり地域の実情に合わせた活動支援を進めます。

★民生委員児童委員活動の広報・啓発の充実、民生委員協力員制度のさらなる活用や ICT による民生委員活動負担の軽減を図るなど、人材確保や活動支援の取組を進めます。

- ・一人暮らし高齢者等への支援団体や子育て支援団体、町内会、老人クラブ、自主グループやボランティア団体等、さまざまな地域団体の活動の継続や拡充に向け、活動費の助成等による支援を行います。

・地域団体同士が連携して一体的に取り組み、地域全体で支えあい活動ができる支援の取組を進めます。

(3)多様な主体のつながりによる地域づくりの推進

■現状や課題

- ・世代を超えて多くの住民や団体が主体的に活動に参加し、工夫しながら地域課題解決に向けて取り組んでいるところがある一方、さまざまな事情により活動を広く展開できずにいる地域もあるなど、地域活動の地域差が広がっている。

- ・地域の多様な主体間で地域の強みや魅力、課題を共有し、それぞれの役割を活かしながら連携・協働し、地域の課題解決に向け、一緒に考え行動していく必要がある。
- ・福祉の分野に限らず、地域の社会資源を活用できる仕組みづくりが必要。
- ・団体間をつなぐためのコーディネート機能が重要。

■方向性

- 福祉の各分野における横断的な連携や、民間企業を含めた福祉以外の分野との連携を強化し、地域の社会資源を生かした地域づくりを推進していきます。
- 地域のコーディネーターによる、住民主体の地域課題の解決に向けた活動のサポートや、地域のネットワークづくりを進めていきます。

(主な取り組み)

★学校や民間企業、福祉事業者等、地域のさまざまな主体と地域団体等が日頃から顔の見える関係をつくり、関係者間のつながりを充実させながら、地域が一体となった取り組みを進めていきます。

- ・CSW による住民主体の地域福祉活動への支援の充実のため、事例検討や情報共有等により CSW のスキルアップを図ります。
- ・CSW や生活支援コーディネーター、市民センター等による、地域団体同士をコーディネートする機能や活動支援等の充実を図ります。

(4)災害に備える地域づくり

■現状や課題

- ・災害時の支援体制づくりの取り組みが進んでいない地域の状況把握や普及啓発が必要。
- ・災害時に支援を必要とする方と日ごろから関係者間で支援体制を構築する必要がある。
- ・平常時における取り組みが災害時に活かされることを意識することが必要。
- ・災害ボランティアや専門ボランティア、地域防災リーダーや自主防災組織等の担い手育成が必要。

■方向性

- 要配慮者の支援体制づくりや円滑な避難所運営の確保、地域における防災・減災の取り組みへの支援を推進するとともに、日頃の地域の支えあい活動から災害時の地域の支援体制づくりにつながるよう、多様な主体と連携した取り組みを進めていきます。

(主な取り組み)

★災害時における要配慮者の支援体制づくりを一層普及させていくため、地域への周知啓発や、地域の实情に応じた日ごろからの顔の見える関係づくりに向けた支援を進めていきます。

- ・地域防災リーダーや災害時のボランティアの養成、防災教育の推進、防災意識の普及啓発により、地域住民の防災意識と対応力の向上を図ります。
- ・福祉避難所の機能強化や避難所運営マニュアルの作成、地域の自主防災活動への支援により、避難所の運営体制の強化と地域の防災力の向上を図ります。
- ・災害が発生した際に、被災者の状況に応じ、心身の健康維持等の日常生活支援や住まいの再建支援を円滑に実施できるよう、平時からの関係団体との連携・役割分担の取組の推進

について検討を進めます。

<考え方>

- 本人や世帯の抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応するためには、個々の状況だけではなく、世帯全体の抱える生活課題に対し、柔軟かつ継続的な対応が必要です。
- 生活環境の変化やライフステージの分かれ目により支援がとぎれることのないよう、制度のはざまを作らない、切れ目のない伴走的な支援体制を構築していく必要があります。
- 本人を中心として寄り添う意識を持ちながら、地域住民等による緩やかな見守り活動等と、専門職による具体的な支援をともに充実させていく必要があります。
- 地域住民や相談機関、医療機関、福祉関係者に加え、福祉分野を超えた多職種や多機関がつながり、連携を強化しながらそれぞれの支援力を高め、さらに支援の“輪”を広げながら包括的な相談支援体制を充実させていくことが必要です。

<施策の方向>

(1) 日頃の見守り活動・顔の見える関係づくりの促進

■現状や課題

- ・個人や世帯に関する課題が深刻化する前に、日頃からの見守り活動等により早期に課題を把握することが必要。地域の社会資源として、民間企業の力を活用することも必要。
- ・課題に気づきやすくなるためには、日ごろからの顔の見える関係づくりが重要。
- ・家族等のケアラーを含め、特定の支援者が一人だけで抱え込むことがないよう、地域の福祉関係団体などが一緒に支援することや、支援者支援の取組の強化が必要。
- ・本人や世帯の状況の変化に柔軟かつ継続的に対応するためには、公的サービスだけでは十分でなく、地域の力が必要。

■方向性

- 地域における見守り活動等を通じ、支援が必要な事案の早期発見や早期対応を進めるとともに、地域団体や関係機関等が連携して地域全体で継続した支援ができる取り組みの充実を図ります。

(主な取り組み)

★CSW を中心として地区社会福祉協議会、町内会等が行う見守り活動・顔の見える関係づくりの支援を行います。

- ・地域団体、ボランティア団体、民間企業等、地域の多様な主体がそれぞれの良さを生かした見守り活動等を行えるよう、情報提供や連携体制の強化等による支援を行います。

(2) 身近な相談機能の充実

■現状や課題

- ・地域の身近な相談機関等で世帯の相談を受け止めて対応し、そこでの対応が難しい場合は、適切な関係機関につなぎ、連携していくことが必要。

- ・支援につながりにくい人を把握し、支援する仕組みが必要。
- ・さまざまな事情に柔軟に対応できる相談機能の充実が必要。

■方向性

- ・各専門相談機関等における総合的な相談支援機能の充実
- ・アウトリーチ支援の推進

(主な取り組み)

- ★CSW が各専門機関と協働で、地域活動の場へ出向き、さまざまな相談を受けとめながら課題の把握を進め、関係機関と連携して必要な支援へのつながりや伴走型の支援を行います。
- ・高齢者や障害のある方、子ども・子育て家庭、生活困窮者、刑務所出所者、DV・性暴力被害、いじめに関する悩みや引きこもり等、各分野の相談機関における相談支援機能の充実を図るとともに、必要に応じて適切な支援につなぐ仕組みづくりに取り組みます。

(3)複合的な課題にチームで対応するための仕組みづくり

■現状や課題

- ・対応するケースが複雑化、複合化している。複合的な課題を抱えているケースは地域とのつながりが薄い世帯が多く、支援を受けることに拒否的な場合もある。
- ・支援を受けることに拒否的な場合であっても、チームで役割分担を行い伴走的に支援する体制を充実させる必要がある。
- ・複雑化・複合化している課題に対し、複数の分野が連携して、包括的な相談支援体制の推進を図り、世帯全体の課題を支援する必要がある。
- ・既存制度の枠組みに当てはまらない生活課題を抱えている場合など、制度のはざまをつくらないように支援体制を構築する必要がある。
- ・本人の状況や状態の変化により支援機関が変わる場合などに、支援が途切れないように、関係機関をつなぐ役割が必要。

■方向性

- 多職種・多機関による重層的な支援ネットワークの充実と、多機関の協働による包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを進めます。

(主な取り組み)

- ★保健福祉センターやCSWを中心とした多機関の協働により、役割分担を行いながらチームで支援を行う、はざまをつくらない重層的な支援体制の整備を進めます。
- ・複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる相談支援体制を強化するために、各相談支援機関の連携による伴走的な支援を行います。
- ・地域の支援者と関係機関、行政との支援のネットワークづくりを進めるため、事例検討や研修会等により、困難なケースへの支援のあり方の検討を進めます。

(4)多様化するニーズに対応する福祉サービスの充実

■現状や課題

- ・既存の取り組みをうまく活かしながら、新たな課題に対応していくことが必要。
- ・福祉サービスや福祉に関する相談先がわかりづらいという声があるため、デジタル化やICT化

への対応が難しい方等へも配慮しながら、さまざまな媒体を用いて福祉に関する情報の発信を強化する必要がある。

・福祉人材の確保が必要。

・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を推進する必要がある。

■方向性

○福祉サービスを必要とする市民が利用・選択しやすいよう、情報提供や相談体制の充実を図るとともに、デジタル化・ICT 化の推進に向けた取組を推進します。

○福祉の専門人材育成の取り組みを推進します。

○市民のニーズを把握しながら、さまざまな福祉サービスの基盤の整備を進めます。

(主な取り組み)

・福祉に関する各種情報提供の充実やさまざまな媒体による情報発信を進めます。

・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を推進するための指導助言をし、福祉サービスの充実を図ります。

・外国人を含めた多様な福祉人材の確保や、ICT も活用した人材育成の取組を進めます。

第5章 生活困窮者自立支援、成年後見制度利用促進、再犯防止推進、重層的支援体制整備事業

本章では、第3章・第4章で示した内容のうち、本市において、これまで分野別計画として定めのない生活困窮者自立支援、成年後見制度利用促進、再犯防止推進、重層的支援体制整備の取り組みについて再整理します。

生活困窮者自立支援

平成30年の生活困窮者自立支援法の改正により、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化が図られました。本市では生活に困窮する方への支援については、高齢や障害といった本人の属性にとらわれない横断的な支援を展開する重要な取り組みとして本計画に位置づけています。

成年後見制度利用促進、再犯防止推進、重層的支援体制整備事業

本計画をそれぞれの法に基づく市町村計画として位置づけており、本章において、改めて現状と課題、必要な課題を整理することとします。

成年後見制度利用促進に関しては、特に専門職団体などの関係機関との連携に関する取り組みを、また、再犯防止推進については、保護観察所や刑務所などの国の機関や更生保護に関わる団体などとの連携に関わる取り組みを中心とした視点で再構成するものです。

(次回記載)

～本章の考え方(地域のみなさまへ)～

何らかの事情により経済的に困窮してしまったり、認知症や障害等により日常生活等に支援が必要な状態になってしまったりすることは、いつでも、誰の身のまわりでも起こりうることです。

また、そうした「生きづらさ」を抱えながらも、適切な支援につながらなかったために罪を犯してしまう人もいます。

本章の施策においては、特に行政と関係機関等による専門的な支援の推進に主眼を置いています。その土台となるのは、地域のみなさまの取り組みに対する「理解」や、日頃の見守り活動等における「気づき」を適切な支援機関につないでいただく等の「協力」です。

本市では、地域のみなさまの理解と協力をいただきながら、関係機関等と連携して、誰もが孤立することなく安心して暮らしていけるよう、取り組みを進めていきます。

1 一人ひとりに寄り添い、自立まで伴走する支援（生活困窮者自立支援）

生活困窮者自立支援法が施行されて以降、本市では生活全般にわたるさまざまな課題について、相談者の話を聞き、関係機関と連携しながら、課題の解決と自立までの支援を推進してきました。

生活困窮者自立支援では、働きたくても働けない、住むところがないなど、生活に困りごとや不安を抱えた時に、どのような支援が必要かを一緒に考え、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

関係機関とのさらなる連携を図り、一人ひとりに寄り添いながら、自立への最初の一步を踏み出す支援が求められています。

■これまでの取り組み

本市では、生活困窮者自立支援法に規定する自立相談支援事業を行う機関として、仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」を設置し、生活困窮者の複合化した課題を包括的に受け止める支援を展開してきました。

長い期間にわたりひきこもりの状態にあった方や日常生活に課題がある方などに、社会とのつながりを築きながら、日常・社会生活における自立や就労を支援する事業（就労準備支援事業）や、その方のコミュニケーション上の課題などを理解し、就労訓練を実施する企業（認定就労訓練事業所）への普及啓発や運営支援を行ってきました。

こうした様々な事業を支援団体等へ周知するとともに、「わんすてっぷ」に自ら相談に来ることが難しい方に対するアウトリーチによる支援も行ってきました。

また、生活困窮世帯のこどもの学習の機会の確保と保護者への相談支援（こどもの学習・生活支援事業）や、家計管理に課題を抱える世帯が自ら家計管理ができるようになるための支援（家計改善支援事業）、ホームレス等住まいが不安定な方への支援（居住支援事業）を行っています。

令和7年度からは、一定の要件のもとで家計を改善するため新たな住居を確保する必要があると認められるものが、住居確保給付金の支給対象者に追加されています。

■方向性

(1) 自立相談支援体制の充実

生活に困窮する方が抱える課題は、経済的な問題だけではなく、就労、住まい、健康、家族関係、社会的孤立など、多様化するとともに複数の課題が重なり合うケースも増えています。また、物価高騰や雇用環境の変化などを背景に、これまで生活に困窮することのなかった方が生活基盤を失う事例も見られるなど、支援ニーズは多様化しています。

生活に困窮した方から自立相談支援機関に相談があった場合には、本人の状況や意向を丁寧に把握し、自立に向けた支援プランを作成するとともに、本人に寄り添いながら継続的な支援を行います。本市では、自立相談支援、就労支援、就労準備支援、家計改善支援を一体的に実施しており、本人の状況や課題の変化に応じて適切な支援を組み合わせることで、自立に向けた段階的な支援を進めます。

一方で、長期間のひきこもり状態にある方や社会とのつながりが希薄な方、制度や相談窓口に関する情報を得ることが難しい方など、自ら相談につながる方が困難な方も少なくありませ

ん。また、制度利用の手続きやコミュニケーションへの不安などから、必要な支援につながらないまま生活課題が深刻化するケースも見られます。

このため、相談を待つだけでなく、関係機関や地域との連携により支援を必要とする方を早期に把握し、訪問や同行などの支援を行うとともに、本人との信頼関係を築きながら、就労や家計改善に加え、地域での居場所づくりや社会参加につながる支援も含め、一人ひとりの状況に応じた伴走型支援の充実を図ります。

▽主な取り組み

★**仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」において一体的に実施してきた伴走型支援を引き続き推進します。**

★**「わんすてっぷ」内に「アウトリーチ支援センター」を設け、居場所づくりや社会参加も含めた自立支援を実施します。**

・**支援を必要としている方に積極的につながり、効果的な支援を推進します。**

(2)住まいが不安定な方への支援の充実

住まいは、安心して生活を営み、自立した生活を送るための基盤ですが、生活困窮や家族関係の変化、心身の不調などを背景として、住まいの確保が困難となる方や、不安定な住環境で生活する方への支援ニーズは多様化しています。

ホームレス状態にある方については、仙台市路上生活者等自立支援ホームにおける生活支援や就労支援を実施するとともに、巡回相談や衛生改善事業、結核検診等により生活状況や健康状態を把握し、民間支援団体等とも連携しながら、自立に向けた支援を進めます。

また、インターネットカフェ等で生活する方や、家庭内の事情により住まいを失うおそれのある方、精神疾患や知的障害、発達障害などにより居住の継続が困難な方など、支援を必要とする方の状況は多様化しています。

このため、住居確保給付金や日常生活支援住居施設など、住まいが不安定な方が自立を目指すための制度を適切に活用するとともに、**居住支援協議会を活用して居住支援法人など住宅分野との連携**を強化し、住まいの確保から地域生活への定着まで切れ目のない支援を推進します。また、高齢者や障害のある方など住宅の確保に配慮を要する方についても、それぞれの状況に応じた支援を進めます。

▽主な取り組み

★**ホームレス状態にある方への支援を引き続き行うとともに、住まいが不安定な方の多様なニーズに配慮し、地域生活を継続できるよう、住まい確保に係る支援から住まい確保後の見守りまでの継続的な支援を実施します。**

・**民間の支援団体や居住支援法人等との連携を強化し、協働で支援に取り組みます。**

・**住まいが不安定な方が自立を目指すための制度に対応し、活用できる環境を整えていきます。**

(3) 支援機関、部署等との横断的な連携・協力による支援の強化

生活に困窮している方を早期に把握し、課題が深刻化する前に必要な支援につなぐことは、自立の実現に向けて重要です。

近年は、生活困窮に加え、高齢、障害、介護、子育て、ひきこもり、精神保健、(権利擁護)など、複数の課題を抱える世帯が増加しており、一つの制度や支援機関だけでは対応が難しい事例も多くなっています。

このため、これまで築いてきた支援ネットワークをさらに充実させるとともに、庁内関係部署、自立相談支援機関、社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、医療機関、教育機関、ハローワーク、居住支援関係機関、民間支援団体など、多様な主体がそれぞれの役割を共有しながら連携を強化します。

▽主な取り組み

- ・生活に困窮している方の課題を共有し、連携して支援する仕組みの周知と活用を図ります。
- ・各支援機関、部署等で築いてきたネットワークの強化と更なる充実を図ります。

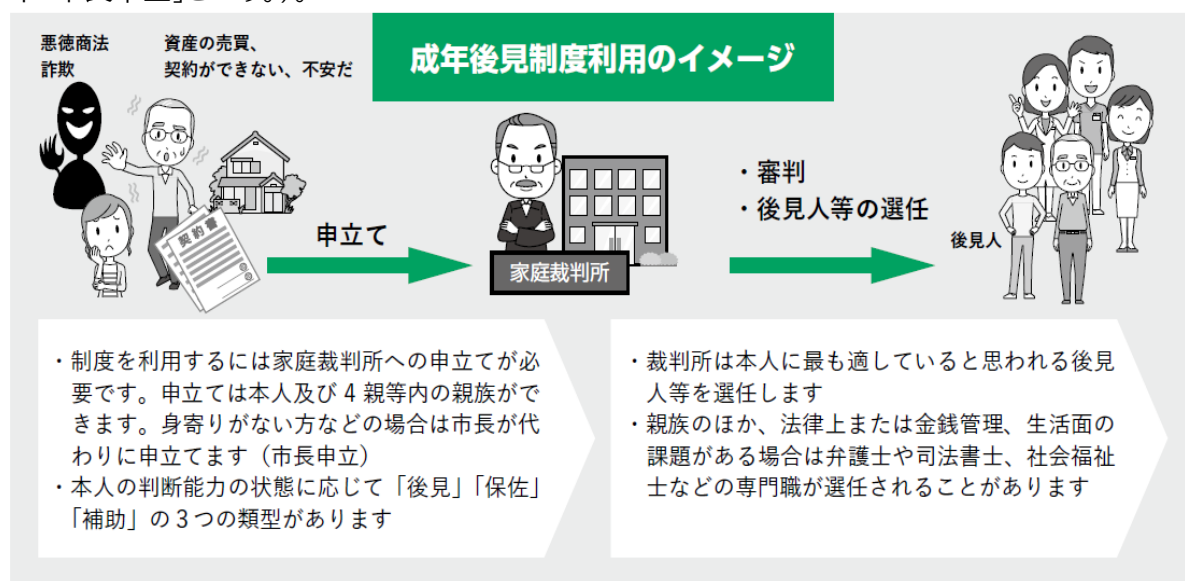
2 その人の意思に沿った、その人らしい暮らしを支える（成年後見制度利用促進）

認知症や知的障害、精神障害などにより、自分の思いを伝えることや自分にとっての利益・不利益を理解するのが難しくなると、親族や周囲の人、あるいは悪意のある第三者によって身体的・精神的な虐待や金銭・財産の搾取など、その人の権利が侵害されることが起きやすくなります。

誰もが個人として尊重され、自分の思いや考えにもとづき、自分らしく暮らしていくことは憲法に保障された権利です。障害の有無やそれぞれの置かれた環境によらず、身体や財産が安全に守られ、自分の暮らし方について、自分で考え、自分で選び、自分らしい生活を続けられる地域をつくっていくことが必要です。そのためには、後見人等を含めた本人に関わる支援者らが、本人との信頼関係のもと、本人の意思が適切に反映された生活の実現に向け、必要な情報を分かりやすく提供するとともに、多様な選択肢を理解し、主体的に意思決定できるよう支援を行うことが重要です。

■成年後見制度の概要

認知症や障害などにより、自分の思いを伝えることが難しい人の権利を守る（虐待への対応を含む）ための方法の一つに成年後見制度があります。制度の対象となる方（以下「本人」という。）や親族が家庭裁判所に申立てをし、裁判所が選任した親族や専門職などの後見人が本人に代わり、本人の意思に沿って財産管理や必要な福祉サービス利用等の契約を行います。制度の利用が必要にもかかわらず、身寄りがいないなど申立てをする親族がいない場合は市長が申立てを行います（以下「市長申立」という。）。

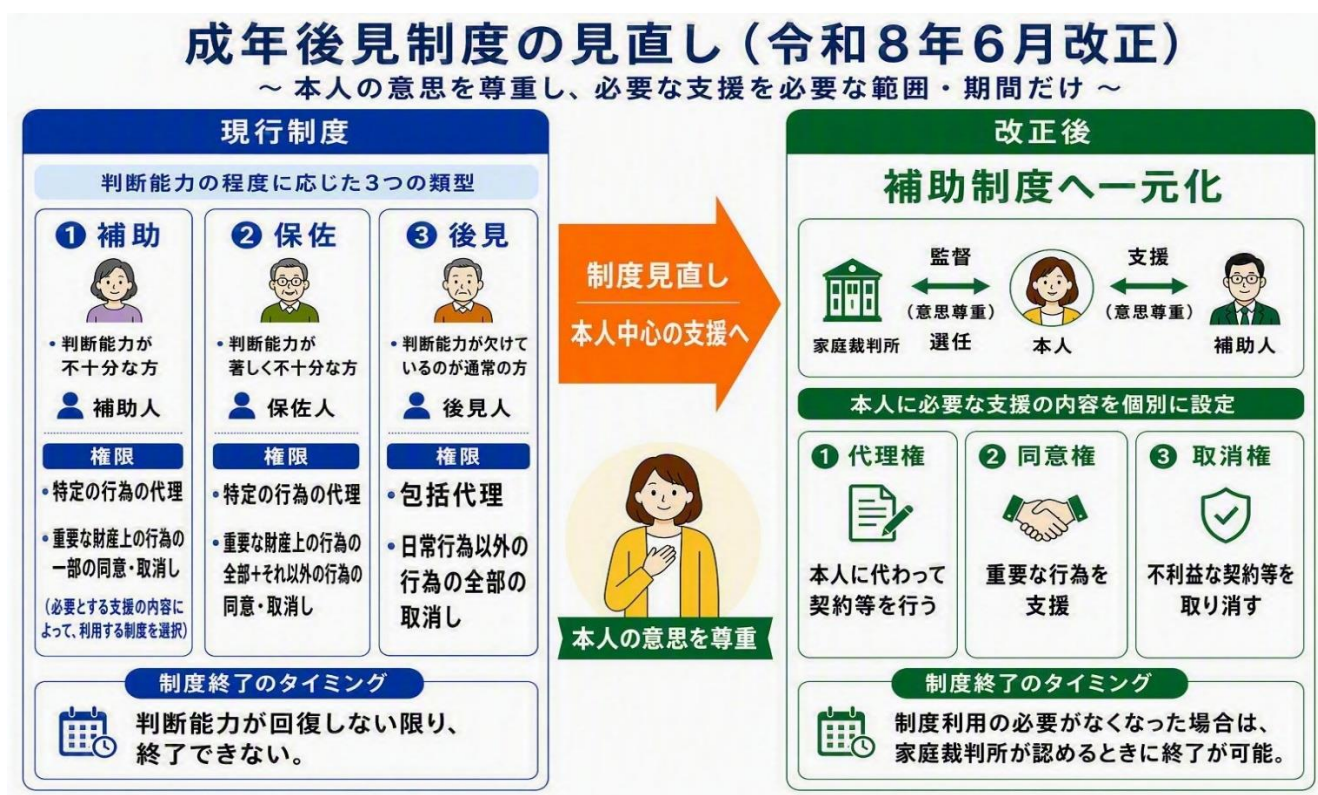


類型	対象者のイメージ
後見	簡単なことについて何度説明を受けても全く理解できない。契約は不可能。
保佐	簡単なことについて説明を受けると少しは理解できる。契約内容の理解が不十分で、支援が必要。
補助	簡単なことについて説明を受ければほぼ理解できる。契約はできるが支援があったほうが安心。

後見人等の権限は大きく以下の2つです

- ①本人が行う（行った）行為について同意する、または取り消すことができる
 - ②財産の管理や契約などを代理することができる
- ※保佐や補助類型の場合、同意や代理権は本人の判断能力に応じて必要な範囲で定められます。

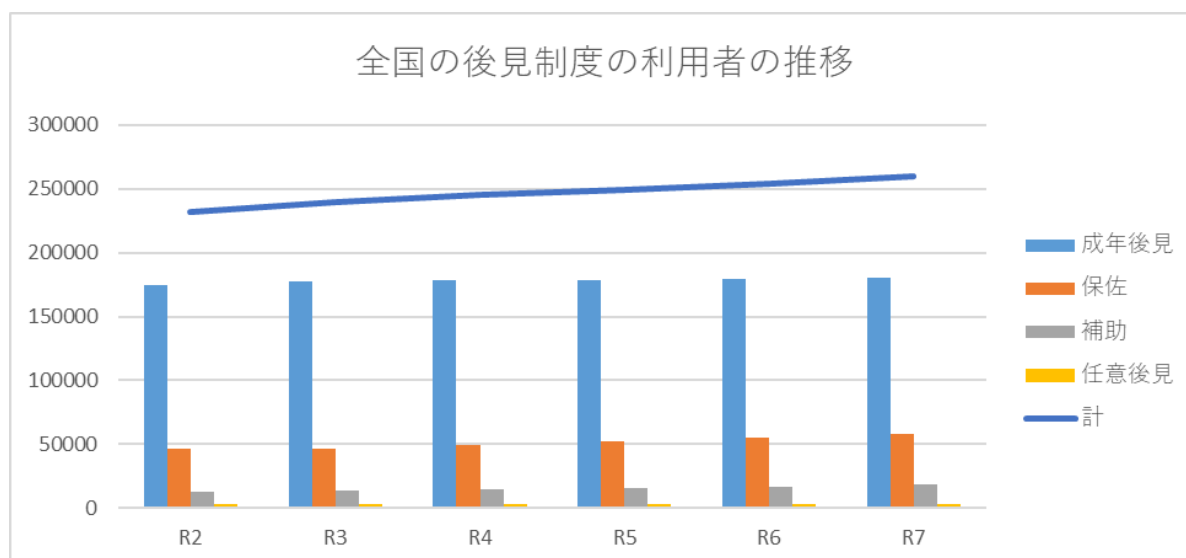
民法等の一部を改正する法律（令和8年6月24日公布）が公布の日から2年6か月以内に施行されることとされており、施行後は成年後見制度が大きく改正されることとなりました。（改正内容は●ページ参照）。



■現状

認知症高齢者をはじめ制度の利用の対象となる方は増加していますが(○◇参照)、その増え方に比べ、成年後見制度の利用者は増えていない状況です。また、利用されているのは後見類型がほとんどとなっています。

つまり、制度の利用が必要にもかかわらず、制度を利用できていない人が多くいるのではないかと、本人の状態にあった制度の利用のされ方がされていないのではないかと考えられます。このことは仙台市の状況を見ても同様です。



仙台市家庭裁判所管内の申立件数の推移

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
後見	293	323	292	296	259	294
保佐	69	60	69	64	70	77
補助	21	15	17	12	13	12
任意後見監督人選任	11	7	16	13	14	8
合計	394	405	394	385	356	391

市長申立件数の推移

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
認知症高齢者	24	28	25	21	24	20
知的、精神障害者	3	12	15	3	6	12

平成 28 年に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律では、成年後見制度の利用の促進を総合的かつ計画的に推進することとされました。これに基づき策定された国の成年後見制度利用促進基本計画により、全国どこでも必要な人が適切に制度を利用できるよう、各地域における権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築や、相談支援や関係機関との連携を担う中核機関の整備などの体制整備が進められてきました。

一方で、現行制度については、利用開始後に当初の利用目的が達成された場合であっても、本人の判断能力が回復しない限り利用を終了できないことや、本人の状態や支援ニーズの変化に応じた柔軟な利用が困難であることなどが課題として指摘されていました。

こうした課題を踏まえ、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度の見直しに向けた検討を行うこととされました。その後、令和 8 年 6 月の民法改正により、本人の尊厳の尊重や意思決定支援を重視しながら、本人の希望や状況に応じて必要な支援を必要な範囲及び期間に限って利用できる、より柔軟で利用しやすい制度へと見直されることとなりました。

■成年後見制度の見直しの内容

現在は、後見・保佐・補助の類型によって支援の内容が決まっていますが、今後は「補助」の制度に一本化され、一人ひとりの状況や希望に合わせて必要な支援を受けられるようになります。また、制度の利用終了は、原則として本人の判断能力が回復した場合とされていますが、制度を利用する必要がなくなると家庭裁判所が認めたときは、利用を終了できるようになります。そのため、本人の状況や支援の必要性に応じて、必要な期間だけ利用することが可能となります。

さらに、補助人を選ぶ際には、本人の意思を尊重し、その意向を確認することが義務付けられます。本人の利益のために必要がある場合は、補助人を解任することもできるようになります。

これまでの制度の課題

①自分で決められることまで、 任せてしまう場合がある

いろいろなことをまとめて代わりに決める仕組みのため、自分で決められることまで制限されてしまうことがあります。

②目的が達成されても利用をやめにくい

利用の目的が達成されても、判断する力が回復しない限り、原則として利用をやめることができません。

③支援する人を替えにくい

状況が変わっても、支援する人を簡単に変えることができず、希望に合った支援を受けにくくなります。



見直し後の制度

①必要な支援だけ受けられる

後見及び保佐の制度を廃止し、本人の状況や必要性に応じた支援を行う「補助」の制度へ一元化されます。

②必要なときだけ利用できる

必要な手続きが終わったら、制度をやめることができるようになります。

③補助人の解任（交代）が可能になる

本人の利益のために特に必要があるときは補助人の解任（交代）が可能になります。

④本人の希望を大切に にする

本人の気持ちや希望をしっかりと聞き、尊重した支援を行います。

■地域連携ネットワーク

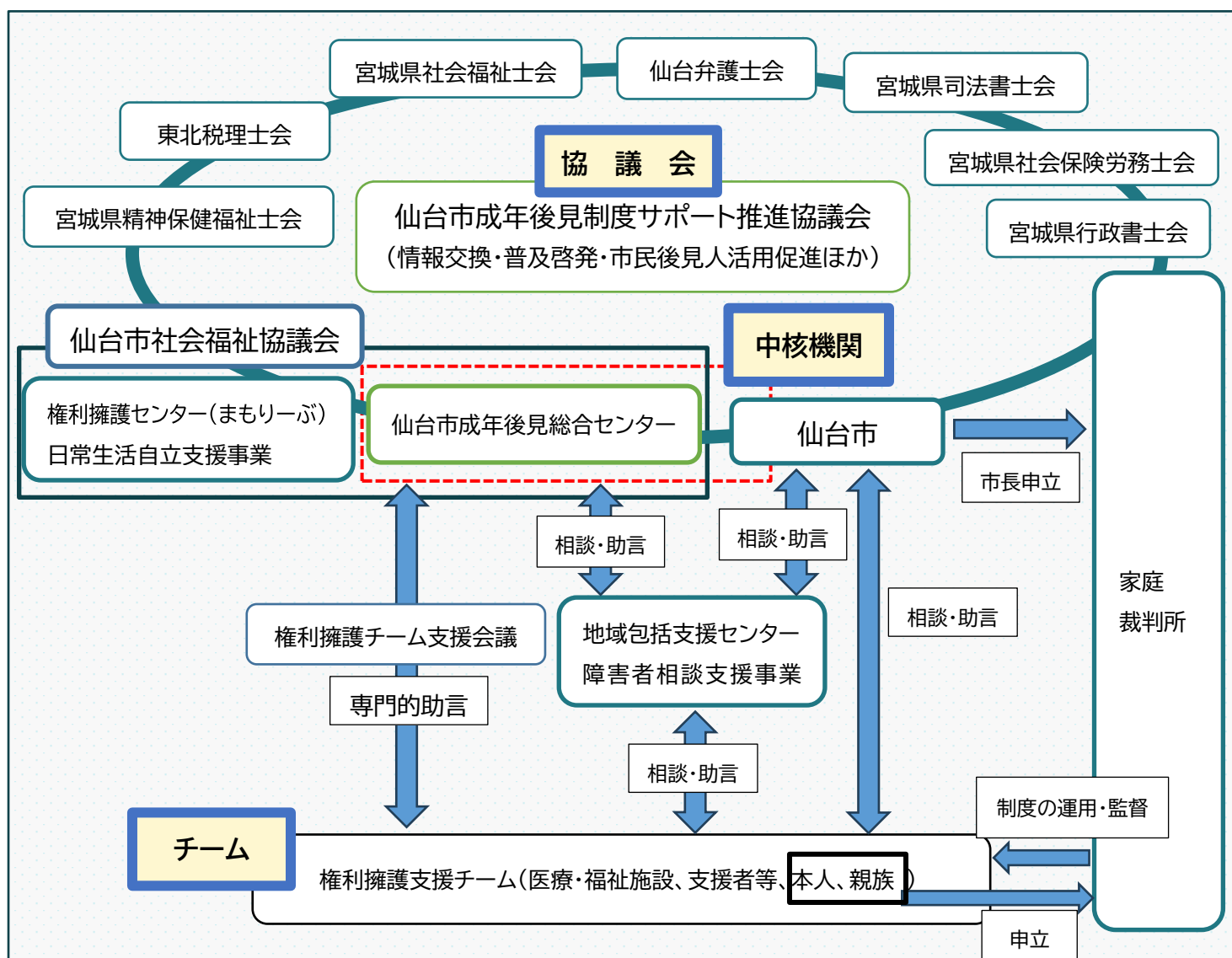
地域連携ネットワークは、権利擁護支援が必要な本人と本人に日常的にかかわる支援者による「権利擁護支援チーム(以下「チーム」という。)」と、支援の各段階で本人の状況にふさわしい支援方法について、専門職団体やチームに専門的助言等を行える仕組みである「協議会」、また、協議会の事務局として、地域の権利擁護支援や成年後見制度利用促進に向けた全体構想を描き、その実現に向けた進捗管理・コーディネートを担う「中核機関」からなります。

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画においては、地域社会への参加という観点を含めることとされ、地域における多様な分野・主体が連携する「包括的」なネットワークにしていく取組を進めていくことが求められています。

チームへの専門的な助言は次の三つの場面で行うことが期待されます。

- ① 権利擁護の支援方法を決めるとき
- ② 権利擁護の方法として成年後見制度を利用するにあたり、本人にふさわしい制度利用(類型の選択や後見人候補者の推薦)
- ③ 後見人が付いて制度の利用が始まった後、状況の変化や課題が生じたとき

▽仙台市の地域連携ネットワーク



■仙台市の現在の体制、取り組み

仙台市成年後見サポート推進協議会(平成 17 年設置、以下「サポ協」という)

成年後見制度と日常生活自立支援事業の円滑な活用を図ることを目的に、専門職団体と市社会福祉協議会、仙台市で構成しています。必要に応じて検討部会を設置し協議を行っており、仙台市成年後見総合センターの設置や市民後見人の養成・支援の取り組みにもつながっています。令和5年度からは仙台市及び仙台市成年後見総合センターを中核機関と位置づけ、サポ協を協議会として位置づけました。

仙台市成年後見総合センター

仙台市の成年後見制度に関する総合相談窓口で、市社会福祉協議会に設置しています。相談に対し、制度の説明や申立手続きへの助言、広報啓発、市民後見人の活動支援を行っています。また、サポ協の事務局や、令和5年度から「中核機関」の機能を担っていると共に、令和9年4月からは、社会福祉法第 106 条の 16 に定める地域権利擁護相談支援センターとして位置づけられます。

権利擁護チーム支援会議(令和4年設置)

権利擁護支援の各段階において法律や福祉の専門家がその知見を活かし、支援の課題を抱えるチームに対し、支援現場の実情を踏まえた専門的助言を行う場です。

市民後見人養成・支援

市民後見人は親族でも専門職でもない一般市民で、養成研修により成年後見制度に関する知識と技術を身に付け、専門機関の支援を受けながら活動する後見人のことをいいます。市社会福祉協議会が養成と活動支援に取り組み、平成 21 年度から養成研修を実施しており、これまで計 78 名を養成し、令和 7 年度末までに 30 名が後見人等となっています。

日常生活自立支援事業

成年後見制度の利用前の段階では、本人による契約が可能な方を対象に市社会福祉協議会の権利擁護センターで、本人との契約にもとづき福祉サービス利用の援助や金銭管理等を実施しています。なお、社会福祉法の改正により今後、保健医療サービス及び葬祭その他の生計困難者が死亡した場合に必要なサービス利用の援助が加えられます。

各機関、団体等

地域包括支援センターや障害者相談支援事業所では権利擁護に関する業務を担い、各区役所でも高齢者や障害のある方の総合相談を行っています。また、各専門職団体で成年後見制度等の相談窓口を設けているほか、高齢者や障害のある方を金銭的被害や権利の侵害から守るさまざまな官民の取り組みを行っています。

■方向性

(1)積極的な権利擁護支援に向けた地域連携ネットワークのさらなる活用

本市は令和5年度より中核機関及び協議会を設置し、また、権利擁護チーム支援会議等の専門職団体から助言を受ける場を整備してきました。

今後、成年後見制度の見直しにより柔軟な制度運用が開始されることも踏まえ、権利擁護の各段階に応じ、チームを支援する機能の一層の活用・拡充に向けて、中核機関及び協議会の体制強化を図っていくことが必要となります。さらに、制度改正による影響を市民や支援者が十分に

理解できるよう、周知・広報していく必要があります。

▽主な取り組み

★支援者がチーム支援の仕組みを利用しやすいよう取り組みます。

★身近な支援機関や消費者行政とのさらなる連携の推進など、地域連携ネットワークの充実に
図っていきます。

- ・成年後見制度の見直しを踏まえたチーム支援機能の一層の活用・拡充に向けて、中核機関及び協議会の体制強化を図ります。
- ・新制度を含め、市民、支援者に向けた継続的な周知・広報に取り組みます。

(2) 市民後見人が活躍できる環境づくり及び後見の担い手支援

法改正による制度の柔軟化に伴い、後見人の交代や支援内容の見直しの機会が増えることが想定されます。こうした中、専門職や親族後見人から市民後見人への交代が円滑に進むよう、家庭裁判所をはじめ、関係機関と連携を強化していく必要があります。

また、制度の改正により制度利用者の増加が見込まれるところであり、後見の担い手への技術的助言や意思決定支援に対する理解浸透の必要性が高まります。市民後見人のみならず、法人後見・親族後見人も含めた後見の担い手が安心してその役割を果たせるよう支援の充実が必要です。

▽主な取り組み

- ・制度改正を踏まえた市民後見人の受任機会拡大に向け、家庭裁判所や専門職団体との協議を進めます。
- ・地域福祉活動などでの市民後見人の活躍の場を広げます。
- ・市民後見人をはじめ、親族後見人・法人後見を含めた様々な後見の担い手支援の充実に取り組みます。

3 犯罪や非行からの立ち直りを支援し、再犯による新たな被害を防ぐ(再犯防止推進)

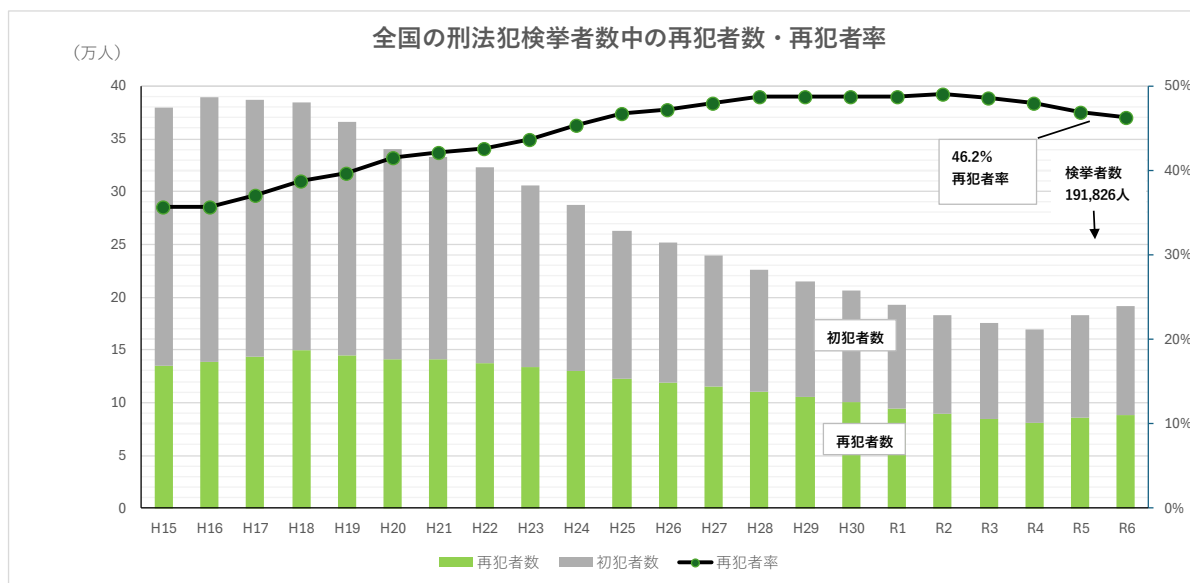
犯罪被害のない、安全に安心して暮らせる地域づくりは市民の共通した願いです。罪を犯した人(※)や非行のある少年の立ち直りを支えることは、新たな犯罪被害を防ぐことにつながります。また、それは誰一人取り残さない社会の実現に向けた大切な取り組みでもあります。

罪を犯した人は社会的に孤立しやすく、例えば刑務所から社会に戻っても生活基盤を築くことや必要な支援を受けることが難しく、それが更生を妨げる要因の一つにもなっています。

このため、立ち直ろうとする人やその人を支える取り組みへの市民の理解が重要となります。こうした市民の理解のもと、保護観察所や刑務所など国の機関との役割分担を踏まえつつ、関係機関が連携を一層深め、必要な支援につながる環境づくりを進めていくことが必要です。

■現状

窃盗や傷害・暴行、恐喝などの刑法犯で、全国の警察に逮捕などされた人のうち、以前にも犯罪をしたことのある人(再犯者)の割合は、検挙者数全体の増加傾向に伴い令和 3 年以降減少傾向にあり、現在は 4 割程度となっています。一方、再犯者数自体はおおむね横ばいで推移しております。仙台市内においても同様の傾向となっています。



仙台市内警察署における再犯者及び再犯者率

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
検挙者数 (人)	1,556	1,482	1,423	1,309	1,324	1,242	1,475
内) 再犯者 (人)	756	760	761	686	625	608	639
再犯者率	48.6%	51.3%	53.5%	52.4%	47.2%	49.0%	43.3%

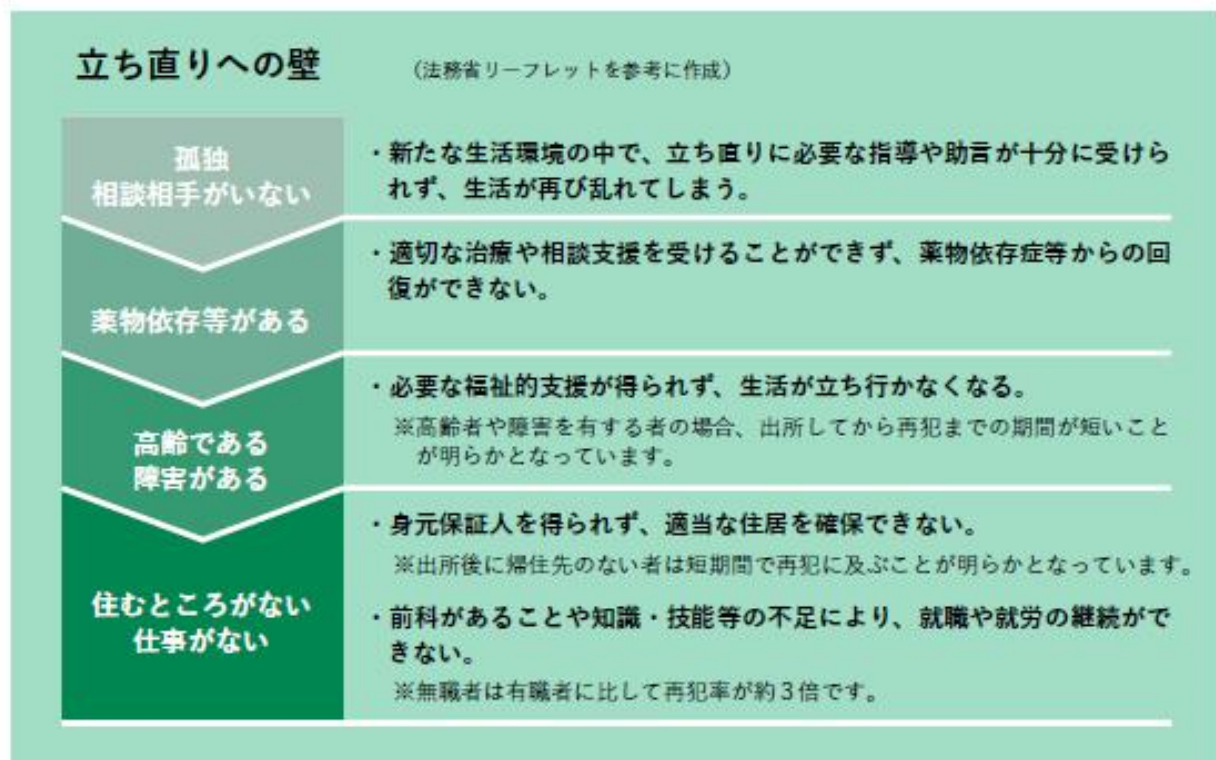
※ 本計画において「罪を犯した人」とは、法及び法成立時の附帯決議を踏まえ、有罪判決の言い渡しもしくは保護処分の審判を受けた人、または微罪処分や起訴猶予処分など犯罪の嫌疑がないという以外の理由で公訴の提起を受けなかった人を言います

犯罪を繰り返す人の中には認知症や障害、依存症などがあっても必要な福祉サービスや医療につながっていない人がいます。また、「罪を犯した人」という偏見や差別により、住むところや働くところも見つからず、あるいは福祉施設への入所や利用も難しく、経済的、身体的、精神的に生活が立ち行かなくなり、再び犯罪につながってしまうということがあります。

法務総合研究所が平成 24 年に出所を控えた受刑者に対して行った調査では、「もう二度と犯罪はしない」と決意している人が8割以上にのびます。つまり、刑務所を出所後、適切な支援につながっていれば、防げた犯罪、防げた被害があるといえます。

「生きづらさ」や「生活のしづらさ」を抱えているのは罪を犯した人に限ったことではありませんが、犯罪や非行をしたことで社会生活を一定期間離れていることや、根強い偏見などにより、必要な支援に「つながりにくい」状態であることへの留意が必要です。

また、国においては令和 7 年 6 月に懲役と禁錮を一本化した「拘禁刑」を創設し、受刑者一人ひとりの特性や課題に応じた指導・支援を行うなど、改善更生と円滑な社会復帰をより重視した取組を進めています



(1) 立ち直り支援への理解促進と関係機関の連携強化

犯した罪を反省し、立ち直ろうとしている人を受け入れる社会をつくるためには、その人たちの置かれた状況や、その人の持つ特性、自分の意思だけでは回復が難しい病気としての薬物やアルコール依存症などへの正しい理解を広げることが大切です。

また、立ち直りを支えるさまざまな活動を広く市民に知ってもらい、活動への理解を広め、新たな協力者が増えていく環境をつくることも必要です。

さらに、立ち直りの支援は、刑務所や少年院などを出て社会に戻る前後から、地域での生活が軌道に乗るまで、本人が孤立することのないよう息長く続けていくことが必要となります。支援者が一人で困難な課題を抱え込んでしまうことのないよう、関係機関・団体が相互に関わり続けることが重要です。

そのため、令和 3 年度に設置した「仙台市再犯防止推進ネットワーク会議」を中心に関係機関の連携を強化しながら、罪を犯した人や非行のある少年の立ち直りと地域生活の継続を支える取組を推進していく必要があります。

▽主な取り組み

- ・仙台市再犯防止推進ネットワーク会議を活用し、支援の現場での円滑で継続した連携、協力関係づくりを引き続き進めます。
- ・社会を明るくする運動の推進やさまざまな媒体による広報等により、更生支援への啓発や、保護司等の更生保護を支えるボランティア等の活動の周知を進めます。

仙台市再犯防止ネットワーク会議の図を掲載

<国等による主な取り組み>

- ・刑務所、少年院及び保護観察所では犯した罪や非行に対する責任の自覚の促しや、薬物依存や性犯罪など特性に合わせたプログラムの実施、出所後の就労に向けた職業訓練や就労支援をしています。
- ・少年鑑別所(法務少年支援センター)では、在所者への健全育成に向けた支援や刑務所受刑者等への心理的アセスメントのほか、一般の方からの犯罪防止等に係る相談に対し助言しています。
- ・釈放に際し福祉的支援が必要な人は、地域生活定着支援センターが施設への入所などを調整し、日常生活を支援しています。
- ・釈放後に住む場所がないなどの場合は、保護観察所が更生保護施設などへの入所の調整等を行います。
- ・就労支援事業所では就職活動支援、職場定着支援及び協力雇用主の開拓等を行っています。
- ・検察庁では、不起訴や執行猶予処分となり刑務所に入らず釈放される人について、必要に応じて福祉的な支援や保護観察所につなぐ調整をしています。
- ・コレワークでは、刑務所や少年院を出た人の雇用を希望する事業主に対し、採用等に関する各種サポートを行っています。

これら罪を犯した人への支援と、高齢や障害、子ども・子育て、生活困窮等の福祉施策を組み合わせ、また切れ目なく行っていくための連携充実を図っていきます。

(2)居住・就労支援の推進

立ち直ろうとする意欲を持って再び社会に戻っても、身元保証人を得られず住居が確保できなかったり、罪を犯した人に対する根強い偏見などにより就職や就労の継続ができず、生活の基盤の確保や人間関係づくりが困難な場合があります。適当な帰住先が確保されていない者や無職の者は、孤立感を抱え、適切な社会とのかかわりがなくなっているところで、犯罪や非行を誘発しやすい環境に取り込まれていってしまうこともあります。

罪を犯した人たちも安心して住居を確保でき、適切な就労先とマッチングを進められるよう取り組みを進めていくことが必要です。

▽主な取り組み

- ・居住支援協議会を活用し、セーフティネット住宅登録制度等の周知を進めます。
- ・協力雇用主のさらなる拡大のため制度等の周知を進めます。
- ・経済的に困窮した方等への就労機会の提供や就労支援を行います。【基本的方向 1(4)ほか】
- ・仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」において一体的に実施してきた伴走型支援を引き続き推進します。【生活困窮者自立支援(1)ほか】

(3)地域での立ち直りを支える取り組みの推進

罪を犯した人への支援は、本人の同意のもと、釈放後一定の期間内において、国の責任、国の制度により実施されます。しかし、その後の長い社会生活は、一市民として地域の中で暮らしていくことになります。犯罪に至る背景にある生活困窮、孤独・孤立、依存症、障害等の様々な課題にも目を向け、本人やその家族も含めて誰もが必要な支援につながりながら地域で安心して暮らせる環境づくりを推進していく必要があります。

地域での立ち直りを支えていくためには、保護司をはじめとする地域の支援者の果たす役割が重要であり、令和 7 年には保護司の担い手確保や活動環境の改善、安全確保に向けて保護司法等の改正が行われました。今後も、国・地方公共団体・関係機関が連携しながら、地域における支援活動の促進と立ち直りを支える環境づくりを進めていくことが求められています。

▽主な取り組み

- ・多様な居場所づくりを推進します。
- ・関係機関等との連携や情報共有、地域での気づき等により、高齢や障害、生活困窮等で支援を必要とする罪を犯した人への支援を実施します。
- ・依存症等についての理解を広げます。
- ・薬物依存症等を抱える本人や家族からの相談対応やミーティングに取り組みます。
- ・学校等との連携により学びを支援します
- ・地域で活動している保護司や民間ボランティア等への支援を実施します。

(4)被害者支援、地域の安全安心の推進

犯罪により、心や体が傷つき、描いていた夢や希望を奪われ、また、大切な人を失い苦しんでいる人がいます。国の計画は、「(再犯防止施策は)犯罪被害者等が存在することを十分認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解」することの重要性を踏まえて行うこととしています。

本市でも、これらの考えを踏まえ、犯罪被害者等が被害を回復し、再び安全で安心した生活を営むことができるよう、「仙台市犯罪被害者等支援条例」を基本とした犯罪被害者等への支援や地域の安全安心の取り組みを推進しています。

▽主な取り組み

- ・犯罪被害者等総合相談窓口による各種支援施策の情報提供を行うなど、被害者やその家族を適切な支援につなぎます。
- ・配偶者暴力相談支援センター事業等により DV 被害者への支援充実を図ります。性暴力等への相談対応、性暴力防止のための啓発を実施します。

4 孤立させないつながる支援(重層的支援体制整備事業)

■現状

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律により令和 3 年 4 月に社会福祉法が改正され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する手法の 1 つとして重層的支援体制整備事業が創設されました。市町村において、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することを目的としています。本市の包括的な支援体制の状況は下図のとおりです。



※1 高齢者総合相談、障害者総合相談は各区役所、総合支所に対応しています。

※2 子ども家庭応援センターは各区役所、宮城総合支所において体制を整えています。

本市では、高齢、障害、こども、生活困窮などの各分野において相談支援機関や協議体が整備されており、各制度に基づく支援を実施しています。一方で、ひきこもり、8050 問題、ヤングケアラーなど、複数の課題が重なり合うケースが増加しており、分野横断的な支援の必要性が高まっています。このような状況を踏まえ、本市においては令和 5 年度から重層的支援体制整備事業を実施し、既存の相談支援や地域づくりの仕組みを活かしながら、制度のはざまや複合課題への対応を強化しています。

■基本方針

「孤立させない つながる支援」をキーワードに 3 つの基本方針を掲げています。

① 保健福祉センターを中心とした支援体制の充実・強化

制度の「はざま」や「手前」の人に対し、地域資源を活用した支援の視点を持ち、受け止めの幅を広げていきます。

② つながり検討の場の設置

公的支援と地域資源の組み合わせによる孤立させない支援を考え、誰もがどこかにつながることのできる場を増やしていきます。

③ 「つながる」支援の実施

自ら支援を求められない人に支援を届ける、つながり続ける支援を行い、支援者の孤立も防いでいきます。

支援を必要とする人も支援をする人も、孤立せず、つながり合い、つながり続ける取り組みを目指しています。

※基本方針を基にした図を掲載予定

■実施体制

▽包括的相談支援事業

本事業は、介護、障害、子育て、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談する方の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、課題を整理し、単独の相談支援機関では解決が難しい事例にも、適切な相談支援事業所や各支援機関と連携を図りながら支援を行うこと等により、包括的な支援体制を整備することを目的とした事業です。

対象分野ごとに設置された以下の相談支援機関が、複合化・複雑化した支援ニーズを抱えた方の相談受け止めや、他の支援関係機関へのつなぎなど、地域の様々なニーズに対応しています。

相談支援機関名	運営形態	設置数	対象分野	対象圏域
地域包括支援センター	委託	55 か所	介護	日常生活圏域
障害者基幹相談支援センター	委託	1 か所	障害	市全域
子育てふれあいプラザ 等	委託	5 か所	こども	市全域
こども家庭センター	直営	6 か所	こども	区域

▽地域づくり事業

世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備すること、個別の活動や人をコーディネートすることなどを通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行う事業です。

以下の機関が、分野ごとに行う地域づくりに向けた支援の取り組みを一体的に実施することで、属性にかかわらず、広く地域住民を対象とした、多様な地域活動が生まれやすい環境整備に取り組んでいます。

担当機関名	運営形態	設置数	対象分野	実施内容
地域包括支援センター	委託	55 か所	介護	介護予防教室、健康づくり講座 等
第1層生活支援コーディネーター	委託	6 か所	介護	地域包括支援センターとの連携、NPO やボランティア団体のネットワーク形成 等
第2層生活支援コーディネーター	委託	55 か所	介護	NPO やボランティア団体のネットワーク形成 等
地域活動推進センター	補助	1 か所	障害	当事者活動の情報提供、地域交流スペースの開設 等
地域活動支援センター	補助	3 か所	障害	日中活動の場の提供
子育てふれあいプラザ 等	委託	5 か所	こども	乳幼児親子の交流の場の提供、イベントの実施 等
保育所	直営	10 か所	こども	子育てサークルの支援・育成、園庭の地域への開放 等
認定こども園	委託	17 か所	こども	地域の保育資源の情報提供、子育てサークルの支援 等
児童館、児童センター	委託	41 か所	こども	幼児クラブの開設、子育てサークルの育成 等
仙台市ボランティアセンター	補助	6 か所	生活困窮	小地域福祉ネットワーク活動研修会、ボランティア養成講座、ボランティアセンター広報・PR 等

▽多機関協働事業等

○多機関協働事業

単独の支援機関では対応が困難な事例について、関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体にかかる調整を行う、いわば支援する人を支援する役割を担う事業です。本事業は、支援関係機関等からつながれた複合化・複雑化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対し、本市が実施主体となり、社会福祉協議会に配置されている CSW と協力しながら支援を実施しています。

本市では、社会福祉法、生活困窮者自立支援法などに基づき、関係部署や関係機関が出席する仙台市つながる支援連絡会議を設置しており、地域課題の共有、ケース支援検討会議における困難事例の調整などを行っています。また、前述のケース支援検討会議と重層的支援体制整備事業実施要綱に基づく重層的支援会議を総称した、「つながる会議」に取り組み、保健福祉センターが開催主体となって CSW と連携し、伴走支援の体制づくりを推進しています。

○アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握し、支援を届ける事業です。

地域のサロンや研修会などに CSW が出向き、民生委員など地域で活動する人が把握した課題を受け止め、相談支援や支援調整を行っています。

○参加支援事業

世帯状況を丁寧に把握し、地域の社会資源とのマッチングを行ったり、既存の社会資源に働きかけ拡充を図ったりと多様な社会参加の実現を目指す事業です。

担当機関名	運営形態	社会資源	連携先
仙台市社会福祉協議会	委託	地域サロン、民生委員、こども食堂、シェルター、ボランティア団体 等	地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、自立相談支援機関、生活自立・仕事相談センター、NPO 等
NPO 法人全国コミュニティライフサポートセンター			

■事業目標・評価指標

令和 8 年 6 月公布の「社会福祉法等の一部を改正する法律」により、次頁の各項目を定めることとされており、今後、国から掲載すべき項目の詳細が示された後、掲載予定

- 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の方向性に関する事項
→第 4 章 基本的方向 3「多機関の協働による、相談を受け止め寄り添い続ける支援の推進」
(1)日ごろの見守り活動・顔の見える関係づくりの促進
(2)身近な相談機能の充実
(3)複合的な課題にチームで対応するための仕組みづくり の方向性を再掲予定

○支援関係機関の機能の強化に係る目標に関する事項

○支援関係機関相互間の連携の促進に係る目標に関する事項

＜事業目標・評価指標＞

- ・包括的相談支援事業における相談受付件数
- ・地域づくり事業の拠点数
- ・地域づくり事業の参加機関数
- ・参加支援事業の協力事業者数
- ・参加支援事業支援対象者数 等を掲載予定

○達成状況の評価に関する事項

⇒第6章で記載予定

○上記のほか、厚生労働省令で定める事項

⇒詳細未定